

---

◎開会の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

欠席議員の報告をいたします。16番、志田君から、一身上の都合により本日の定例会を遅れる旨の届出が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、令和6年第2回新ひだか町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、大川君、5番、田畑君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの8日間とし、3月9日、10日は休会にいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月15日までの8日間とし、3月9日、10日は休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。20分程度休憩いたします。

休憩 午前 9時31分

---

再開 午前 9時52分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎選挙第1号の上程

○議長(福島尚人君) 次に、日程第3、副議長選挙に伴い、本会議を休憩し、副議長立候補者の所信表明会を行います。

暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前 9時52分

---

再開 午前 9時55分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、「選挙第1号 副議長選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長(福島尚人君) ただいまの出席議員数は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、3番、橋本君、4番、大川君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長(福島尚人君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長(福島尚人君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席2番より順次投票願います。

白票、他事記載は無効となります。

議長は最後に投票いたします。

どうぞ、投票願います。

〔2番より投票〕

○議長(福島尚人君) 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

橋本君、大川君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長(福島尚人君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。そのうち、有効投票12票、無効投票4票。

有効投票のうち、池田一也君12票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、池田一也君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長(福島尚人君) ただいま副議長に当選されました池田一也君が議場におられます。会議規

則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

副議長に当選されました池田一也君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔副議長 池田一也君登壇〕

○副議長(池田一也君) まずは、このたびの副議長選挙、多くの皆様に御賛同をいただき、副議長とさせていただくこととなりました。改めて御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

先ほど所信表明でも申し上げましたとおり、議長が担っている職責をしっかりと補佐していきたい、そしてより開かれた議会、より活発な議会の一助となればと思っております。今後とも皆様の御理解、御協力を何とぞよろしくお願いいたします。このたびはありがとうございました。

以上でございます。

○議長(福嶋尚人君) 以上で日程第3、副議長選挙を終わります。

---

#### ◎議会運営委員の選任

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、「議会運営委員の選任」についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、10番、木内君を指名いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。暫時休憩いたします。15分程度休憩いたします。

休憩 午前10時05分

---

再開 午前10時19分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議席の指定

○議長(福嶋尚人君) 日程第5、「議席の指定について」を議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を桂田事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(桂田達也君) それでは、議席番号と議員名を申し上げます。

1番、福嶋議長、2番、池田議員、3番、建部議員、4番、蚊野議員、5番、田畑議員、6番、城地議員、7番、下川議員、8番、本間議員、9番、大川議員、10番、木内議員、11番、川合議員、12番、阿部議員、13番、川端議員、14番、橋本議員、15番、北道議員、16番、志田議員。

以上のとおりでございます。

○議長(福嶋尚人君) ただいまの報告のとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席に着席願います。

暫時休憩いたします。20分程度休憩いたします。休憩中に議席の移動をお願いいたします。

休憩 午前10時20分

---

再開 午前10時33分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎行政報告

○議長(福嶋尚人君) 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

[町長 大野克之君登壇]

○町長(大野克之君) おはようございます。お手元に配付してございます行政報告の資料に基づきまして御報告を申し上げます。

初めに、1ページの1でございますが、「1. 能登半島地震に係る被災地への職員の派遣について」でございます。令和6年、本年1月1日に発生いたしました能登半島地震に際しまして、職員の派遣要請がございました。そこに書かれているとおり、保健師1名、防災担当職員1名をそれぞれ派遣することとし、保健師につきましては昨日から、防災担当職員につきましては今日から派遣を開始しているところでございます。

次に、「2. 暴風による被害状況について」でございますが、1月14日の暴風による被害状況について記載をさせていただいております。

ページめくっていただきまして、2ページです。2ページの上段のところでございますが、「3. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策に関する要望活動について」でございます。本対策に係ります社会資本整備総合交付金の所要額の確保ということで北海道議会、北海道、さらには関係する市町村長と共に記載のとおり中央要請活動を行ったところでございます。

次に、「4. 指名停止について」でございます。新ひだか町競争入札参加資格者につきまして、当町の競争入札等参加資格者指名停止等措置要領に基づきまして、3ページの資料に記載のとおり指名停止を行ってございます。指名停止業者の名称につきましては、真下建設株式会社、それと株式会社富岡組の2社でございます。指名停止の期間は令和6年1月24日から令和6年8月23日までの7か月間で、指名停止の該当事項及びその内容につきましては記載のとおりでございます。

2ページへお戻りいただきまして、「5. 建設工事等に係る入札発注状況について」であります。建設工事、さらには設計等業務委託につきまして、令和6年1月25日から2月15日までの間に工事、委託業務ともに1件ずつ、計2件の入札を執行し、記載のとおり発注を行っているところでございます。その詳細につきましては、資料の裏面になります4ページになりますが、後ほどお目通しをいただければと思います。

次に、「6. 委託業務に係る見積りの執行について」でございます。2ページの一番下段でございますが、1件の委託業務に係る見積りを行っております。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 次に、教育委員会の行政報告を行います。

教育長。

[教育長 久保田達也君登壇]

○教育長(久保田達也君) 教育行政報告を申し上げます。

お手元に配付の資料に記載のとおり、令和6年2月20日に高静小学校スクールバス乗降場整備工事として随意契約により見積合わせを行い、業者が決定しました。既に着工しており、令和6年3月31日を竣工予定としております。

以上で教育行政報告とさせていただきます。

○議長(福島尚人君) これで行政報告は終わりました。

行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

---

◎委員会審査報告の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第7、委員会審査報告を議題といたします。

さきに付託の請願第1号 新ひだか町の学校給食費無償を求める請願書についての委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長、木内君。

[総務文教常任委員長 木内達夫登壇]

○決算審査特別委員長(木内達夫君) おはようございます。それでは、委員会審査報告を申し上げます。

新ひだか町議会議長 福島尚人様

総務文教常任委員会委員長 木内達夫

請願審査報告書

令和5年12月14日第7回新ひだか町議会定例会において、本委員会に付託の請願は審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

- 1 付託事件 新ひだか町の学校給食費無償を求める請願書
- 2 審査結果 採択すべきものと決定
- 3 審査意見 付託された事件については、物価高騰の中で、子育て世代への経済的支援や子育てしやすい町づくりを推進するための重要な願意であると認める。

学校給食費の無償化は、多額の財源が必要であることから、国および北海道の動向を注視するとともに、町の財政状況等を踏まえ、段階的に無償とすることも可能であると思料されることから、採択すべきものと決定したものである。

よって、願意実現に努めるよう町当局に請願書を送付されたい。

以上、委員会審査報告といたします。

○議長(福島尚人君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

本件に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「請願第1号 新ひだか町の学校給食費無償を求める請願書について」を採決いたします。

お諮りします。この請願に対する委員長報告は、採択です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前10時41分

---

再開 午前10時42分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第8、「議案第1号 新ひだか町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) ただいま上程されました議案第1号につきまして御説明をいたします。

議案第1号は、新ひだか町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。現教育長の任期が本年3月31日をもって満了いたしますことから、教育長に次の方を任命するに当たり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今回任命しようとする方につきましては再任となります。現住所、日高郡新ひだか町静内神森60番地の2、お名前は久保田達也氏でございます。生年月日は昭和32年12月8日、年齢は66歳です。職業は、新ひだか町教育委員会教育長ということでございます。

久保田氏につきましては、今回任命されますと2期目となります。新たな任期は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。

1ページめくっていただきますと、次のページに参考といたしまして久保田氏の略歴を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。と存じます。

以上で議案第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案については、人事案件でありますので、議会運営基準により質疑、討論を省略いたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから「議案第1号 新ひだか町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、同意することに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

---

再開 午前10時47分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第9、「議案第2号 新ひだか町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大野克之君登壇]

○町長(大野克之君) ただいま上程されました議案第2号について御説明を申し上げます。

議案第2号は、新ひだか町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。今回の提案につきましては現教育委員会委員4名のうち1名の方の任期が本年5月26日をもって満了いたしますことから、新ひだか町教育委員会委員に任命するに当たり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今回任命しようとする方につきましては再任となります。現住所は日高郡新ひだか町静内西川6番地、お名前は泊範子氏、生年月日は昭和32年6月8日、年齢は66歳でございます。職業は家業に従事ということでございます。

泊氏につきましては、今回任命されますと3期目となり、新たな任期は令和6年5月27日から令和10年5月26日までの4年間となります。

次のページ開いていただきますと、参考として略歴を添付してございますので、御参照いただければと存じます。

以上で議案第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案については、人事案件でありますので、議会運営基準により質疑、討論を省略いたしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから「議案第2号 新ひだか町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第10、「議案第3号 新ひだか町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大野克之君登壇]

○町長(大野克之君) ただいま上程されました議案第3号について御説明を申し上げます。

議案第3号は、新ひだか町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。本件は現公平委員会委員3名のうち1名の方の任期が本年5月15日をもって満了いたしますことから、次の方を選任するに当たり地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今回選任しようとする方につきましては新任となります。現住所、日高郡新ひだか町三石福畑110番地、お名前は幌村祐司氏、生年月日は昭和35年7月25日、年齢は63歳でございます。職業は会社役員です。

今回選任されますと、任期は令和6年5月16日から令和10年5月15日までの4年間となります。

1枚めくっていただきますと、幌村氏の略歴が添付されておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で議案第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案については、人事案件でありますので、議会運営基準により質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから「議案第3号 新ひだか町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第11、議案第4号 新ひだか町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大野克之君登壇]

○町長(大野克之君) ただいま上程されました議案第4号について御説明を申し上げます。

議案第4号は、新ひだか町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。



監査委員につきましては地方自治法第196条第1項の規定により識見を有する者から1名、議会議員から1名を選任することとなっております。識見を有する者の任期が本年5月28日をもって満了いたしますことから、次の方を選任するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

今回選任しようとする方につきましては再任となります。現住所、日高郡新ひだか町静内清水丘77番地の34、お名前は後藤和之氏、生年月日は昭和35年7月11日、年齢は63歳です。職業につきましては、社会保険労務士をなさっております。

後藤氏につきましては、今回選任されますと2期目となり、新たな任期は令和6年5月29日から令和10年5月28日までの4年間となります。

1枚おめくりいただきますと、後藤氏の略歴を添付してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で議案第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案については、人事案件でありますので、議会運営基準により質疑、討論を省略いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから議案第4号 新ひだか町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第12、「議案第5号 新ひだか町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) ただいま上程されました議案第5号につきまして御説明を申し上げます。

議案第5号は、新ひだか町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。現固定資産評価審査委員会委員3名の任期が本年5月15日をもって満了いたしますことから、新ひだか町固定資産評価審査委員会委員に次の方を選任するに当たりまして地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今回選任しようとする方につきましては、3名とも再任となります。お一人目は現住所、日高郡新ひだか町静内青柳町4丁目4番3号、お名前は山口俊秀氏、生年月日は昭和30年3月29日、年齢は68歳でございます。職業は、税理士をなさっております。山口氏におかれましては、旧静内町から引き続き委員をお願いしておりまして、今回選任されますと通算で8期目ということ

になります。

2人目でございます。現住所、日高郡新ひだか町静内清水丘91番地の12、お名前は冬澤実和氏でございます。生年月日、昭和40年12月26日、年齢は58歳です。職業は、会社役員でございます。冬澤氏におかれましては、今回選任されますと3期目となります。

最後に、3人目でございますが、現住所、日高郡新ひだか町三石本町264番地の57、お名前は阪井典行氏、生年月日は昭和33年3月8日、66歳でございます。職業は無職でございます。阪井氏におかれましては、今回選任されますと2期目となります。

いずれの委員も今回選任されますと、任期は令和6年5月16日から令和9年5月15日までの3年間となります。

次のページに参考といたしましてお三方の略歴を添付してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で議案第5号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案については、人事案件でありますので、議会運営基準により質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから「議案第5号 新ひだか町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午前10時59分

---

再開 午前11時08分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第6号から議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第13、「議案第6号 令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第8号)」から「議案第11号 令和5年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第3号)」までの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤礼二君登壇〕

○総務課長(佐藤礼二君) ただいま上程されました議案第6号から第8号について御説明いたします。

議案は、別冊となっております。なお、議案第9号から議案第11号につきましては、それぞれ担当課長、事務長より御説明をいたします。

議案第6号から議案第8号は、令和5年度新ひだか町各会計補正予算でございます。今回の補正につきましては、予算の執行整理が主なものとなっております。特に光熱水費の電気料につきましては、9月定例会において整理し、追加計上したところですが、国の電気、ガス価格変動緩和補助金が令和5年9月までの予定から令和6年5月まで延長されたことにより科目によっては大幅な減額となっております。その他としまして、1つ目は北海道からの間接補助となる施設園芸生産基盤緊急支援事業、2つ目は過疎債を前倒して実施しようとするみついし昆布温泉大規模改修事業、3つ目は特別会計の収支不足に対する繰出金でございますが、国民健康保険特別会計におきましては被保険者の推計値を基に令和3年度から4か年で段階的な税率の改正を行っておりまして、保険税額が急激な負担とならないよう応能、応益の構成割合に考慮した見直しを行ってきたことなどにより令和2年度までの収支不足が改善し、翌年度以降は黒字となっております。しかしながら、令和5年度において国保加入者の想定以上の減少などにより不足が生じる見込みでございます。昨年度の税率算定時の推計より世帯数でマイナス3%、99世帯の減、被保険者数でマイナス3.6%、188人の減となり、さらに所得状況においては軽減判定所得を受けない中間所得層世帯数及び所得総額が例年より大きく減少したことで国税の賦課額が減少し、収支不足が生じたものでございます。本来不足額は被保険者の保険税で賄うべきではありますが、今回の不足額を保険税に賦課した場合、1世帯当たり相当な負担となることから、一般会計におきましても非常に厳しい財政状況ではございますが、繰出金の追加補正をしようとするものでございますので、御理解をお願いいたします。4つ目は、企業会計の資金不足に対する補助金でございますが、企業会計にあっては常に経営努力や経営改善を行いながら特定の受益者へのサービスの提供を行う必要がありますので、収支不足の穴埋めを受益を受けない町民の皆様からの税金を含めた財源による一般会計からの補助金で対応することは、負担の公平性の原則に反するものと考えているところでございます。しかしながら、下水道事業会計及び病院事業会計においては近年の物価高騰の影響も加わり、非常に厳しい経営状況にあり、資金不足への補助が必要な状況にありまして、これらの企業会計で行っている行政サービスが提供できなくなりますと、町民の皆様のご生活に多大な影響を与えてしまうこととなりますので、一般会計においても非常に厳しい財政状況ではございますが、町民のご生活に欠かすことのできない行政サービスを提供するため必要な措置と考えてございますので、これらに係る追加補正につきまして御理解をお願いいたします。5つ目は、その他施設の修繕や燃料費など、今回補正しなければ事務事業の執行に支障を来すものについて補正計上しようとするものでございます。補正予算の内容につきましては、主要因に絞って御説明させていただき、詳細な説明は省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、一般会計から御説明いたします。議案第6号は、令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第8号)でございます。

令和5年度新ひだか町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,960万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億4,290万1,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費の補正でございまして、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」のとおりでございます。

第3条は、地方債の補正でございまして、地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書により御説明いたしますので、一般47ページをお開きください。3歳出でございます。1款、1項 議会費では31万3,000円の減額でございますが、議会運営経費などの執行整理でございます。

次に、48ページに参ります。2款 総務費、1項 総務管理費では6,564万3,000円の減額でございます。この費目では、職員福利厚生経費や庁舎物品管理経費、庁舎管理経費など各種事務事業に係る執行整理でございまして、67ページまでございます。主なところでございますが、50ページをお開きいただきまして、下段の4目 財産管理費の事業目1 静内庁舎管理経費になりますが、246万7,000円の減額ではございますが、51ページの12節 委託料で3番目に除排雪業務委託を追加しておりますが、こちらは静内庁舎駐車場の除雪業務を休日に限って委託化しようとするものでございます。

56ページに参りまして、11目 地域振興費の事業目5 生活路線維持事業の企画課分では343万2,000円の追加でございまして、地方バス路線維持費補助金で燃料費の高騰による収益悪化に伴い補助額が増加したほか、静内駅と農屋地区と結ぶ御園線の平均乗車人数が北海道の補助要件を満たさなくなったことから、併せて北海道の補助金相当額を追加計上しようとするものでございます。下段の事業目8 ふるさと応援寄附事業では1,863万円の追加でございまして、さきの1月臨時会で想定寄附額を4億8,000万円と見込んで追加補正させていただきましたが、その後想定寄附額より伸びる見込みとなったことから、3,000万円を追加し、5億1,000万円で見積もってございまして、寄附額の増加に伴い返礼品や業務代行手数料等も増額となることから、所要の額を追加しようとするものです。なお、追加補正額1,863万円のうち寄附増額分3,000万円に対する経費の上限となる1,500万円をふるさと応援寄附に係る経費、残りの363万円につきましては特産品開発に係る経費として計上してございまして、財源としてふるさと応援寄附金を1,500万円充当しております。57ページに参りまして、下段の事業目13 アイヌ政策推進経費の文化振興課分では66万4,000円の減額でございますが、アイヌ民俗資料館改修工事執行に伴う予算整理のほか、58ページに参りまして、上段の17節 備品購入費では情報発信用展示ポートなど施設用備品を追加計上しようとするものでございます。事業目14 日高代替線交通確保対策事業では5,000万円の減額でございますが、日高地域公共交通確保対策協議会の構成町において事業を延期したことによる交付金額の減額でございます。

59ページに参りまして、事業目4 新型コロナウイルス感染症対策事業では、まちづくり推進課分から60ページの中段の学校給食センター分全体で1,413万9,000円の減額でございます。59ページの2番目の総務課分及び3番目の福祉課分は、地方創生臨時交付金活用事業の低所得者支援分で、住民税非課税世帯に3万円を給付する事業でございまして、合わせて425万5,000円の追加で対象世帯が3,300世帯から3,432世帯へ増加したことに伴う給付金を追加するほか、人件費や消耗品費等の事務費を整理してございまして、財源として地方創生臨時交付金3,287万円を充当してご

ございます。1番目のまちづくり推進課分から次のページの生活環境課分を除く学校給食センター分までにつきましては、物価高騰対策分で合わせて1,811万9,000円の減額で、細説に記載の各事業の執行整理となります。なお、今回の執行整理により充当し切れない交付金が997万6,000円発生したことから、町立静内保育所の電気、ガス料金及び小中学校の電気料高騰分に財源振替を行っております。また、60ページ上段の生活環境課分の再エネ導入・省エネ推進計画策定業務委託料は、執行整理で27万5,000円の減額となりまして、財源につきましては当初国の二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金を充当予定としてございましたが、国との調整の中で補助要件に合わないことが判明したことから、歳入の補助金を皆減としてございます。次に、60ページ中段の事業目5 エネルギー、食料品価格等高騰対策事業の総務課分から61ページの農政課分全体で1,034万2,000円の追加でございます。1番目の総務課分及び3番目の福祉課分は重点支援地方創生臨時交付金活用事業の低所得者支援分で、住民税非課税世帯に7万円を給付する事業でございますが、合わせて1,095万5,000円の追加で、こちらも対象世帯3,300世帯から世帯見込みを3,450世帯と見込んだことに伴う増加でございます。それに伴い給付金を追加するほか、人件費や消耗品等の事務費を整理するものでございます。2番目の企画課分及び4番目の農政課分は、物価高騰対策分で執行整理により合わせて61万3,000円を減額してございまして、財源として重点支援地方創生臨時交付金1,087万5,000円を充当してございます。なお、本事業にあっては物価高騰対策分で実施する農政課の施設園芸生産出荷経費高騰対策事業及びまちづくり推進課分の物価高騰対応商店街等生活応援キャンペーン事業で事業期間が令和6年度にまたがることから、第6号補正予算において繰越明許費と設定してございますが、令和5年度分の執行により繰越明許費補正で事業費の変更をしてございます。

61ページの2項 徴税費では248万7,000円の追加でございますが、賦課徴収事務経費や職員の人件費に係る執行見込みによる整理でございます。

62ページに参りまして、下段の3項 戸籍住民基本台帳費では23万3,000円の減額でございます。この費目では、個人番号カード交付促進事業や人件費などの執行整理のほか、63ページの事業目2 戸籍住民事務経費では284万4,000円の追加でございます。このうち現在作業を進めている戸籍法改正に伴う戸籍システムの改修業務の追加により266万2,000円を追加計上しようとするもので、財源として国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を同額充当してございます。また、戸籍システム改修業務委託と住民記録システム委託について法務省及び総務省の具体的な対応方針の遅れにより今年度中に事業が完了しないことから、繰越明許費の設定により次年度に繰り越して執行しようとするものでございます。

64ページに参りまして、64ページ、4項 選挙費では128万9,000円の減額、65ページになりますが、5項 統計調査費では93万6,000円の減額、66ページの下段、6項 監査委員費では23万2,000円の減額でございますが、いずれも事務経費や職員の人件費に係る執行整理でございます。

次に、68ページに参ります。3款 民生費、1項 社会福祉費では2,320万1,000円の追加でございます。この費目では、国民健康保険特別会計繰出金や障害福祉サービス費給付事業、社会福祉施設の維持管理、老人支援などの各事務事業に係る執行経費でございまして、77ページまでございます。主なところでは、1目 社会福祉総務費、事業目8 国民健康保険特別会計繰出金で4,156万4,000円の追加でございます。繰出基準に基づく整理分で843万6,000円の減額、収支不足相当額として5,000万円を追加してございます。

69ページに参りまして、事業目4 障害福祉サービス事業で5,664万8,000円の追加でございますが、新型コロナウイルス感染症などの影響により落ち込んでいた福祉サービスが回復傾向にあり、増加した利用見込みにより追加計上しようとするもので、本事業の財源として国の障害福祉サービス給付費負担金を2,869万2,000円、北海道の障害福祉サービス給付費負担金を1,434万6,000円充当してございます。

次に、73ページになります。下段の7目 老人支援費になりまして、さらに1枚おめくりいただきまして、75ページの中段になります。事業目4 後期高齢者医療経費では6,012万1,000円の減額は、今年度の負担金の確定による療養給付費負担金の減額と繰出基準に基づく繰出金の整理となっております。

77ページに参りまして、9目 医療給付費の事業目2 ひとり親家庭等医療給付事業では233万5,000円、事業目3 子ども医療給付事業では1,123万7,000円、事業目4 未熟児養育医療給付事業では247万5,000円のそれぞれ追加でございますが、受診件数の増加による給付見込みの増加によるものでございまして、それぞれ国、道支出金を整理し、財源充当してございます。

2項 児童福祉費では2,169万2,000円の減額でございます。この費目は82ページまでございますが、児童福祉事務経費や認定こども園等経費、児童福祉施設の維持管理経費、人件費などの各事務事業に係る執行整理でございまして、主なところでは79ページになります。79ページ、2目 自動措置費の事業目1 認定こども園等経費では441万1,000円の追加、事業目2の私立保育所経費では1,316万9,000円の追加でございますが、認定こども園及び保育所の公定価格単価の増加によるものでございます。

3目 児童福祉施設費では、1枚おめくりいただき、80ページに参りまして、事業目3 静内保育所運営経費では人件費等の執行整理でございますが、先ほど2款 総務費の新型コロナウイルス感染症対策事業で御説明いたしました地方創生臨時交付金の財源振替の一部として保育所の電気料及びガス料金の高騰分に対し25万4,000円充当してございます。

83ページに参ります。4款 衛生費、1項 保健衛生費では2,270万1,000円の追加でございます。この費目では、医療技術者等資金貸付事業や新型コロナウイルスワクチン接種事業、静内葬苑管理経費、保健活動などの各種事務事業に係る執行整理でございまして、90ページまでございます。主なところでは、1目 保健衛生総務費の事業目2 医療技術者等人材確保・育成等事業で615万円の追加でございますが、修学資金貸付金で60万円のほか、貸付金の返還免除規定に7名が該当したことから、免除に伴う補填金を555万円追加してございます。事業目4 病院事業会計負担金では1億3,692万円の追加でございますが、繰出基準に基づく整理分2,053万6,000円を負担金で追加、資金不足に係る赤字補填分を1億円追加のほか、婦人科医療等に要する経費を1,573万3,000円、救急搬送体制整備に要する経費65万1,000円を整理分として追加し、補助金で合わせて1億1,638万4,000円を追加してございます。

次に、84ページに参りまして、2目 予防費の事業目2 新型コロナウイルスワクチン接種事業では、総務課分と85ページの健康推進課分を合わせて9,235万1,000円の減額でございます。健康推進課分で12節 委託料で新型コロナウイルスワクチン接種事業運営支援業務委託としてワクチン接種に係る予約等のコールセンター業務の委託化による追加はございますが、主に接種者減に伴う執行整理となっております。

次に、90ページに参ります。90ページでは、2項 清掃費では6,605万8,000円の減額ございま

す。この費目は、一般廃棄物収集運搬経費や日高中部衛生施設組合負担金などの各種事務事業に係る執行整理でございます。主なところでは、1目 清掃総務費の事業目5 日高中部衛生施設組合負担金で6,430万1,000円の減額でございまして、一部事務組合の燃料費、光熱水費などの執行整理による構成町負担金の減額でございます。

91ページに参ります。5款 労働費、1項 労働諸費では9,000円の減額でございまして、執行整理による普通旅費の減額でございます。

次に、92ページに参ります。6款 農林水産業費、1項 農業費では1億3,972万8,000円の減額でございます。この費目では、農業委員会運営経費や農業振興に係る各種事業、農業施設の維持管理、畜産振興に係る各種事業、和牛センターの運営経費などの各種事務事業に係る執行整理でございまして、99ページまででございます。主なところでは、93ページの3目 農業振興費で、1枚おめくりいただき、94ページになりますが、事業目5 農業振興助成事業で執行整理のほか、18節 負担金、補助及び交付金では2番目の施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金では1,029万円の追加でございまして、燃料費高騰の長期化を踏まえ、負担の大きい施設園芸農家が行うエネルギー転換に向けた取組に対して支援するもので、省エネ機器や省エネに効果のある設備整備を対象としておりまして、事業費の2分の1以内で補助しようとするものでございます。なお、本事業の財源として北海道の施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金を同額充当しておりまして、本町の負担はございませんが、北海道から市町村を経由して事業者へ補助金を交付しなければならない間接補助事業となっていることから、予算計上しているものでございます。当事業におきましては、今年度に事業が完了しないことから、繰越明許費の設定により次年度に繰り越して執行しようとするものでございます。

96ページに参りまして、5目 畜産業費で、97ページの上段になります。事業目5 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業では5,028万円の減額でございまして、三石地区畜産振興協議会が主体となり行う肥育豚舎等の整備事業で、北海道からの間接補助により実施する事業でございまして、北海道へ事業申請いたしましたが、事業計画が不採択となったことから、今回減額補正するものでございます。

次に、99ページに参りまして、2項 林業費では4,748万4,000円の減額でございます。この費目は102ページまでございまして、有害鳥獣駆除経費や森林環境整備推進事業、分収造林事業、幹線林道改良事業などの各種事務事業に係る執行整理でございます。

102ページに参ります。3項 水産業費では2,618万7,000円の減額でございます。この費目では、水産振興団体助成事業や水産振興事務経費、漁港利用適正化推進指導事業などの各種事務事業に係る執行整理でございまして、104ページまででございます。主なところでは、104ページになります。上段の2目 水産業振興費の事業目7 赤潮被害対策事業で2,152万円の減額でございまして、当初予定していた資源状況調査の調査回数が減少したことによるものでございます。なお、本事業に北海道釣魚連盟から赤潮対策資金としていただいた寄附金を充当してございます。

次に、105ページに参ります。

○議長(福嶋尚人君) 課長、ここで休憩したいのですけれども、よろしいですか。

○総務課長(佐藤礼二君) はい。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。午後1時に再開します。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤礼二君登壇]

○総務課長(佐藤礼二君) それでは、105ページからになりますので、105ページをお開きください。105ページです。7款、1項 商工費では5,219万4,000円の追加でございます。この項目では、商工振興のための各種施設の維持管理、祭り実施事業、観光振興のための各種施設の維持管理などの各種事務事業に係る執行整理でございまして、110ページまででございます。主なところでは、2項 商工振興費の事業目1 商工業振興事業では309万8,000円の追加でございまして、創業事業承継支援事業の申込件数増加に伴い追加計上しようとするものでございまして、財源としてアイザワミノル氏から商工振興基金として御寄附をいただき、まちづくり基金に積み立てておいた800万2,000円を取り崩して本事業に充当してございます。

106ページに参ります。106ページ、4目 観光施設費で、1枚おめくりいただきまして、108ページの中段になります。事業目6 みついし昆布温泉運営経費では5,928万8,000円の追加でございますが、13節 委託料では指定管理者との基本協定及び年度協定に基づき、施設全体の収支状況が一定の基準を下回った場合に赤字の2分の1の範囲内で2,000万円を上限に指定管理委託料を支払うこととしてございますが、本年度にあつては上限を下回ったことから、1,520万円を追加計上してございます。また、14節 工事請負費の2番目のみついし昆布温泉外部改修工事及び3番目のみついし昆布温泉浴場改修工事では、いずれも施設の老朽化に伴い早急に改修が必要となるもので、今回国からの通知により過疎対策事業債の活用事業について令和6年度の配分枠が厳しい状況が想定されており、令和6年度実施予定事業を令和5年度に前倒して実施することにより過疎債が配分される見込みがあるとのことから、追加計上しようとするものでございます。なお、当事業においては今年度に事業が完了しないことから、繰越明許費の設定により次年度に繰り越して執行しようとするものでございます。

次に、111ページに参ります。8款 土木費、1項 土木管理費では6万円の追加でございます。この費目では、土木事務経費や職員の人件費に係る執行整理でございます。

2項 道路橋りょう費では1,460万4,000円の減額でございます。この費目では、道路や橋梁の施設維持管理や除雪対策経費、道路新設改良のほか職員の人件費などに係る各種事務事業の執行整理でございまして、113ページまででございます。主なところでは、112ページに参りまして、2目 道路橋りょう維持費の事業目3 除雪対策経費で4,978万9,000円の追加でございまして、除雪に加え、強風による吹きだまり、また気温の低下による路面凍結などに対し町道除雪業務委託料及び凍結防止剤等の消耗品等に不足が見込まれることから、追加補正しようとするものでございます。

113ページに参りまして、3目 道路新設改良費の事業目1 地方道路整備交付金事業では4,418万5,000円の減額でございますが、国の補助交付額の大幅な減額などに伴う予算の整理をしてございます。なお、国の補正予算に伴う事業量調整により、山手通線改良舗装事業においては実施設計業務委託及び改良舗装工事と本町海岸線改良舗装工事、本町本桐線改良舗装工事が今年度中に事業完了はしないことから、繰越明許費として設定し、次年度へと繰り越して執行しようとするものでございます。事業目2 町道整備事業では1,894万8,000円の減額で、18節 負担金及



び交付金の2級河川真沼津川河川改修事業負担金ですが、今年度の北海道の発注工事がなくなったことによる減額でございます。

114ページに参りまして、3項 河川費では18万9,000円の減額でございます。この費目では、樋門・樋管管理経費や河川改修事業、排水機場の維持管理費などのほか、職員の人件費に係る経費の執行整理でございます。

115ページに参ります。ページの下段になりますが、4項 都市計画費では2億2,298万5,000円の追加でございます。この費目では、下水道事業会計への繰出金や公園管理経費などのほか、職員の人件費に係る経費の執行整理でございます。主なところでは、1目 都市計画総務費の事業目2 下水道事業会計負担金で2億1,651万5,000円の追加でございますが、繰出基準に基づく整理分で1,651万5,000円の追加、資金不足に係る赤字補填分で2億円を追加してございます。

116ページに参りまして、2項 公園費の事業目1 公園管理経費では執行整理のほか、13節 使用料及び賃借料の2番目、LED照明器具リース料で826万9,000円の追加でございますが、令和5年3月より古川公園野球場の照明をLED化しており、本来であれば当初予算に計上すべき予算でしたが、予算計上が漏れていたものでございます。大変申し訳ございません。

117ページに参りまして、5項 住宅費では2,025万3,000円の減額でございます。この費目では、公営住宅管理経費や公営住宅改良建設事業などの各種事務事業に係る経費のほか、職員の人件費に係る経費の執行整理でございます。

次に、120ページに参ります。9款、1項 消防費では1,005万3,000円の減額でございます。この費目では、日高中部消防組合負担金や防災行政無線の維持管理、防災対策経費などの各種事務事業に係る経費のほか、職員の人件費に係る経費の執行整理でございます。

次に、122ページに参ります。10款 教育費、1項 教育総務費では14万6,000円の減額でございます。この費目では、教育委員会運営経費や教育指導経費、奨学金事業のほか、職員の人件費に係る経費の執行整理でございます。126ページまででございます。主なところでは、2目 事務局費で、124ページになりますが、事業目8 スクールバス等車両運行管理経費では325万1,000円の追加でございます。燃料費のほか、スクールバス修理期間中などにおけるバス借り上げ料によるものでございます。

次に、126ページに参りまして、2項 小学校費では1,353万3,000円の減額でございます。この費目は、127ページまででございますが、小学校の管理経費や児童就学援助事業などのほか、職員の人件費に係る経費の執行整理でございます。なお前段で説明いたしました地方創生臨時交付金の財源の一部として、小学校管理経費における電気料高騰分に対し550万円充当してございます。

次に、128ページに参りまして、3項 中学校費では694万9,000円の減額でございます。この費目は129ページまででございますが、中学校の管理経費や生徒就学援助事業、教育振興経費などの各種事務事業に係る執行整理でございます。こちらも小学校費と同様に地方創生臨時交付金の一部を中学校管理経費において電気料高騰分に対し435万8,000円充当してございます。

129ページに参りまして、4項 社会教育費では1,175万8,000円の減額でございます。この費目は135ページまででございますが、社会教育委員経費や家庭教育事業、総合町民センターや公民館の管理経費、文化財保護や図書館の運営経費などのほか、職員の人件費に係る経費の執行整理でございます。

次に、135ページに参ります。5項 保健体育費では111万8,000円の減額でございます。この費

目では、スポーツ推進委員経費や体育団体活動助成事業、体育施設や乗馬施設の維持管理費などのほか、職員の人件費に係る経費の執行整理でございまして、138ページまででございます。主なところでは、136ページになりますが、2目 体育施設費の事業目1 体育館管理経費では1月14日の暴風により倒壊した三石スポーツセンター看板の補修経費を10節 需用費の修繕料で追加計上してございます。事業目2 温水プール管理経費ではボイラーや電気室ドア、床下点検口などに係る修繕料として243万1,000円を追加計上しておりまして、静内温水プール維持管理資金としていただいた寄附金を充当してございます。137ページに参りまして、事業目4 その他体育施設管理経費では101万9,000円の追加でございます。執行整理のほか、山手小学校廃校後に体育館を使用するに伴い給水管を改修する必要が生じたことによるものでございます。

138ページに参りまして、6項 学校給食費では1,879万円の減額でございます。この費目では、給食センター管理経費や職員の人件費に係る執行整理をしてございまして、139ページまでございます。主なところでは、1目 学校給食費で、こちらは139ページになりますが、事業目3 学校給食調理経費では1,565万4,000円の減額でございますが、給食提供数の実績に基づいた減のほか、食材価格の高騰に伴い賄材料費の高騰分について当初予算では一般財源で計上しておりましたが、年度途中の地方創生臨時交付金を活用し、高騰する食材分は2款 総務費の新型コロナウイルス感染症対策事業にて計上してまいりましたので、減額しようとするものでございます。

140ページに参りまして、11款 災害復旧費、1項 農林水産業施設災害復旧費では28万2,000円の減額は執行整理によるものでございます。

2項 土木施設災害復旧費では6,309万2,000円の減額でございますが、主なところでは1目 道路災害復旧費、事業目1 道路災害復旧事業で6,297万6,000円の減額でございまして、12節 委託料では工事施工箇所の斜面崩壊に伴う調査設計に係る増額、14節 工事請負費では春別農屋線道路災害復旧工事の復旧工法確定に伴う減額となっております。なお、当事業におきましては、今年度に事業が完了しないことから、繰越明許費の設定により次年度に繰り越して執行しようとするものでございます。

141ページに参りまして、12款、1項 公債費では761万5,000円の減額でございまして、元利償還金では利率変動に伴う影響による増額、償還利子では令和4年度発行債の利率確定による減額などにより整理してございます。

142ページに参ります。13款 諸支出金、1項 基金費では7,497万6,000円の追加でございます。この費目では、各種基金への積立金の整理をしてございまして、主なところでは1目 基金費の事業目1 各種基金積立金の契約管財課分でございますが、財政調整基金積立金2,714万5,000円の追加は、町有地売払いや一般資金として寄附された歳入分を積み立てるもので、こども基金積立金500万円の追加は来年度以降子ども、子育て事業に活用するため積み立てるものでございまして、財源としてふるさと応援寄附金を同額充当してございます。また、そのほかの寄附金などの積立てに係る整理となっております。

以上で歳出の説明を終わります。

なお、144ページ、145ページに給与費明細を添付してございます。また、後期高齢者医療特別会計を除く各会計の補正予算の事項別明細書の次に同様に添付してございますが、後ほどお目通し願います。

次に、歳入の説明をいたしますので、11ページをお開きください。2 歳入でございます。1款

町税でございますが、こちらは13ページまでございます。現年課税分は課税評価額等の見込みにより、滞納繰越分につきましては前年度以前の繰越調定額に収納率を乗じて見積もってございます。主なところでは、1項 町民税、1目 個人では、現年課税分において2,516万9,000円の追加でございますが、こちらは給与所得等の増加によるものでございます。

2目 法人の現年課税分は2,383万9,000円の減額でございます。前年度と比べ大規模法人の収入が減になるなどの実績見込みに基づく減となっております。

14ページになります。2款 地方譲与税から16ページの8款 環境性能割交付金までは、いずれも令和4年度の決算額に地方財政計画の伸び率を乗じ、本年度のこれまでの収入状況を勘案いたしまして見積もったところでございます。

17ページに参ります。9款 国有提供施設等所在市町村助成交付金と10款 地方特例交付金につきましては、交付金額の確定によるものでございます。

11款 地方交付税では、普通交付税につきましてはその決定額を計上し、特別交付税につきましては本町が国に対して報告している特殊財政需要額や過去の交付実績を勘案し、見積もったところでございます。

18ページになります。13款 分担金及び負担金から24ページの中段の14款 使用料及び手数料につきましては、事務事業費等の確定や利用実績、あるいは利用見込みにより決算見込みを推計しまして見積もってございます。なお、20ページになりますが、4目、1節 商工使用料の蓬莱山公園使用料69万4,000円の減額及び5目 土木使用料、3節 都市計画使用料の静内川右岸パークゴルフ場使用料の201万4,000円の減額は、大雨災害による復旧工事により一定期間パークゴルフ場が利用できなかったことから、令和5年度に限り両パークゴルフ場を\_\_\_\_\_にしたことによる減となります。また、そのほかの内容につきましてはお目通し願います。

24ページに参りまして、15款 国庫支出金でございますが、28ページまでございまして、それぞれ事務事業等の執行状況に基づき確定したものは確定額を、未確定なものについては交付決定額や事業費の見込みにより積算をしてございまして、それぞれ補助率等を乗じ見積もってございます。なお、一部国庫支出金につきましては歳出の財源充当のところ御説明いたしましたが、それ以外の補正内容につきましてはお目通しを願います。

28ページに参ります。中段の16款 道支出金では、33ページまでございますが、道支出金につきましても国庫支出金と同様に精査を行い、見積もってございます。こちらにつきましても個々の費目の内容につきましてはお目通しをお願いいたします。

34ページに参りまして、17款 財産収入でございますが、1項 財産運用収入では決算見込みを立て見積もってございますし、2項の財産売払収入では35ページにまたがり記載の項目ごとの実績と今後の見込みを整理し、見積もってございます。主なものでは、1目、1節 不動産売払収入の土地売払い収入、契約管財課分で2,640万8,000円の追加は、静内こうせい町1丁目の駐車場敷地として貸付けしていた土地1,660平米を売却したことなどによるものでございます。

35ページに参りまして、18款 寄附金では、37ページまでございますが、最終予算整理時点までに確定している分を見積もってございます。

続きまして、37ページの中段になります。19款 繰入金では、1項 特別会計繰入金でございますが、後期高齢者特別会計繰入金では健康診断等受診率向上特別事業費補助金の見込みが減となったことによるもので、国民健康保険特別会計繰入金では保険給付費等交付金を受けて実施する

収納率向上対策と医療費適正化対策に係る事業で一般会計が負担している経費に充当しようとするものでございます。

2項 基金繰入金では4,877万2,000円の減額でございますが、奨学基金、まちづくり基金や日高線代替交通確保対策基金などの充当事業の執行状況により整理してございます。

38ページに参りまして、21款 諸収入では、43ページまででございますが、収入実績あるいは収入見込みを立てまして見積もってございます。なお、個々の費目につきましては、お目通しをお願いいたします。

43ページに参ります。22款 町債では、46ページまででございます。町債の主なところでは、歳出で内容を説明してございますが、45ページになります。45ページの5目 商工債のみつし昆布温泉大規模改修事業債で4,360万円の追加、46ページになります。10目 臨時財政対策債では4,740万円の減額でございますが、これは当初予算時の算定にあっては前年度決算見込額に地方財政計画の伸び率を考慮し試算しているところではございますが、本年度の臨時財政対策債発行可能額の確定額で820万円減額となったこと、さらに国の令和5年度補正予算において令和5年度普通交付税の再算定が行われ、基準財政需要額の項目に新たに臨時財政対策債償還基金費が臨時的に創設されてございまして、この費目は令和5年度の臨時財政対策債の一部を償還するための基金の積立てに要する経費の財源を措置するため創設されたものですが、当町では3,924万9,000円が追加算定されてございますが、この分の起債を発行しないこととしたこともあり、減額となったところでございます。

その他町債につきましては、事業費等の確定したものは確定額を基礎に、未確定なものについては事業費の見込みにより積算をしてございまして、それぞれ充当率を乗じて見積もってございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、繰越明許費などの補正について御説明いたしますので、一般6ページにお戻りください。第2表は、繰越明許費補正(追加)では5事業を追加しようとするものでございまして、2款 総務費、3項 戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業では金額が1,276万4,000円、6款 農林水産業費、1項 農業費、事業名、施設園芸生産基盤緊急支援事業では金額が1,029万円、7款、1項 商工費、事業名、みつし昆布温泉大規模改修事業では金額が4,450万円、8款 土木費、2項 道路橋りょう費、事業名、地方道路整備交付金事業では金額が4,700万円、11款 災害復旧費、2項 土木施設災害復旧費、事業名、道路災害復旧事業では金額が4,422万円。

次に、変更では2事業を変更しようとするものでございまして、2款 総務費、1項 総務管理費、事業名、施設園芸生産出荷経費高騰対策事業では1,383万4,000円を1,244万5,000円へ、事業名、物価高騰対応商店街等生活者応援キャンペーン事業では3,470万円を3,356万円へ変更しようとするものでございます。

繰越明許費補正のこれらの事業内容につきましては、歳出の内容説明において御説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、7ページになります。第3表 地方債補正(変更)でございます。過疎地域持続的発展特別事業ほか21項目の地方債について合わせて1億800万円を減額し、補正後の限度額を14億4,810万円にしようとするものでございます。

8ページに参りまして、「第3表 地方債補正(廃止)」でございます。放課後児童クラブ施設整

備事業については、当初過疎債を活用する予定でしたが、その後過疎債の要件に合致しないことが判明したことによるものでございます。2級河川真沼津川改修事業につきましては、北海道による発注工事がなかったことにより当町の工事負担金の執行に発生が伴わないことから、借入れをせず、廃止をするものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

続きまして、議案第7号について御説明させていただきます。議案7号は別冊となっております。議案第7号は、令和5年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございます。

令和5年度新ひだか町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ663万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,757万6,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書により御説明いたしますので、国保10ページをお開きください。3歳出でございます。1款 総務費では、11ページにまたがり、一般事務経費や国民健康保険団体連合会負担金、国民健康保険運営協議会経費など各種事務経費に係る執行整理となっております。

次に、12ページに参りまして、2款 保険給付費では、13ページにまたがり、高額療養費や出産一時金など各種経費に係る執行整理となっております。

3款 国民健康保険事業費納付金では、財源内訳のみの整理となっております。

次に、14ページに参りまして、5款 保健事業費では保健衛生普及事業や特定健康診査等事業など各種事務事業に係る執行整理でございます。

15ページに参りまして、7款 諸支出金では病院事業会計や一般会計の繰出金に係る執行整理でございますが、1目 直営診療施設勘定繰出金は三石国保病院に対する緊急患者受入れ態勢支援事業の交付金額の確定による減、2目 一般会計繰出金では一般会計の歳入でも御説明いたしましたが、国民健康保険税の収納率向上対策及び医療費適正化対策に係る事業に充てるため一般会計へ繰り出す経費を追加してございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので、5ページをお開きください。2歳入でございます。1款 国民健康保険税でございますが、一般被保険者の現年課税分につきましては4,804万7,000円の減額でございますが、対象世帯数や被保険者数が想定以上に減少したことや所得総額において例年より大きく減少したことなどの要因により大きく減額となるものでございます。

次に、6ページに参りまして、2款 使用料及び手数料では督促手数料について決算見込みを立てた結果、追加補正となったものでございます。

3款 国庫支出金でございますが、2目 社会保障・税番号制度システム整備等補助金では11万4,000円の新たな計上でございますが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知、広報等対応経費で、既定予算の該当経費に充当してございます。

7ページに参りまして、4款 道支出金では普通納付金で801万4,000円の追加でございますが、

歳出における保険給付費等の増額に伴い整理したものでございます。

6款 繰入金では保険税軽減分、保険者支援分などの繰出基準のルールに基づく整理のほか、収支不足分として一般会計繰入金を5,000万円追加してございます。なお、1枚おめくりいただきまして、8ページの上段、7節 産前産後保険料繰入金でございますが、令和6年1月1日から適用となりました産前産後期間保険料の免除に係る繰入金を新たに追加計上してございます。

7款 諸収入では、9ページにまたがってございますが、それぞれの費目ごとに実績あるいは決算見込みを立てて見積もってございます。

9ページになりますが、8款 繰越金では令和4年度の収支決算で生じた余剰金につきまして全額計上してございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

次に、議案第8号の説明をいたしますので、ピンク色の間紙の次のページをお開きください。議案第8号は、令和5年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でございます。

令和5年度新ひだか町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ694万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,464万4,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書により御説明いたしますので、高齢者の7ページをお開きください。3歳出でございます。1款 総務費では、一般事務経費と徴収経費に係る執行整理でございます。

8ページに参りまして、2款 後期高齢者医療広域連合納付金では負担金額の額の確定などに伴う執行整理でございまして、3款 諸支出金につきましても同じく執行整理となっております。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので、高齢5ページをお開きください。2歳入でございます。1款 後期高齢者医療保険料では、当初予算において北海道後期高齢者医療広域連合より示された金額を基に過去の収納率等を勘案して見積もっているところですが、普通徴収では調定額が当初より若干伸びたことにより追加で見積もっているものの特別徴収における減額が大きく、保険料全体では減額補正となっております。

3款 繰入金では、繰出基準に基づく繰入金の整理をしてございます。

6ページに参りまして、4款 繰越金では、令和4年度の収支決算で生じた余剰金につきまして全額計上したものでございます。

5款 諸収入及び6款 広域連合交付金につきましては、それぞれの費目ごとの実績あるいは決算見込みを立てて見積もってございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

これで私からの説明は終わります。議案第9号から議案第11号につきましては、それぞれ担当課長、事務長より御説明いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 次に、森上下水道課長。

〔上下水道課長 森 勝利君登壇〕

○上下水道課長(森 勝利君) ただいま上程されました「議案第9号 令和5年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第4号)」について御説明申し上げます。

今回の補正は、事業費等の確定及び予定量の見込みによる整理が主なものとなっております。

第1条は、総則でございます。令和5年度新ひだか町水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条は、業務予定量の補正でございます。令和5年度新ひだか町水道事業会計予算の第2条に定めた業務予定量を次のとおり補正する。

水道事業では、(1)給水戸数は70戸増の8,840戸に、(2)年間給水量は2万5,700立方メートル増の165万900立方メートルに、(3)1日平均給水量は70立方メートル増の4,520立方メートルに。

簡易水道事業では、(1)給水戸数は10戸増の1,500戸に、(2)年間給水量は8,900立方メートル増の29万7,400立方メートルに、(3)1日平均給水量は20立方メートル増の810立方メートルにするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の補正でございます。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款 水道事業収益は623万2,000円を追加し、4億6,875万7,000円に、第1項 営業収益は1,335万5,000円を追加し、3億9,362万9,000円に、第2項 営業外収益は712万3,000円を減し、7,512万6,000円に。

第2款 簡易水道事業収益は369万2,000円を減し、1億3,834万7,000円に、第1項 営業収益は50万円を減し、7,030万8,000円に、第2項 営業外収益は319万2,000円を減し、6,803万9,000円にしようとするものでございます。

支出の第1款 水道事業費用は1,000万円を減し、3億8,954万5,000円に、第1項 営業費用は950万8,000円を減し、3億5,740万2,000円に、第2項 営業外費用は100万6,000円を減し、3,147万9,000円に、第3項 特別損失は51万4,000円を追加し、66万4,000円に。

1枚おめぐりいただきたいと思っております。第2款 簡易水道事業費用は402万5,000円を減し、1億2,833万1,000円に、第1項 営業費用は313万9,000円を減し、1億2,066万2,000円に、第2項 営業外費用は88万6,000円を減し、761万9,000円にしようとするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の補正でございます。予算第4条本文括弧書きを改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,028万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,480万4,000円、減債積立金2,000万円、建設改良積立金2,000万円及び過年度分損益勘定留保資金2億5,548万円で補填するものとする。

収入の第1款 水道事業資本的収入は86万9,000円を減し、2億6,349万1,000円に、第2項 負担金は67万5,000円を減し、247万5,000円に、第3項 補助金は7万3,000円を追加し、6,928万3,000円に、第4項 補償金は26万7,000円を減し、1,273万3,000円に。

第2款 簡易水道事業資本的収入は327万7,000円を減し、1億3,250万3,000円に、第1項 企業債は480万円を減し、7,230万円に、第2項 負担金は19万4,000円を減し、160万6,000円に、第3項 補助金は171万7,000円を追加し、5,859万7,000円にしようとするものでございます。

支出の第1款 水道事業資本的支出は1,176万7,000円を減し、5億6,125万9,000円に、第1項 建

設改良費は1,149万2,000円を減し、4億5,501万5,000円に、第2項 固定資産購入費は27万5,000円を減し、179万3,000円に。

第2款 簡易水道事業資本的支出は470万2,000円を減し、1億6,501万9,000円に、第1項 建設改良費は467万8,000円を減し、7,519万6,000円に、第2項 企業債償還金は2万4,000円を減し、8,982万3,000円にしようとするものでございます。

第5条は、企業債の補正でございまして、事業費等の確定のため予算第5条に定めた簡易水道事業債の限度額を480万円減し、7,230万円にしようとするものでございます。なお、利率につきましては変更ございません。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございまして、予算第7条に定めた職員給与費を83万6,000円追加し、6,069万7,000円にしようとするものでございます。

第7条は、他会計補助金の補正でございまして、予算第9条に定めた一般会計または他の特別会計からの補助金等の金額を1億1,074万円から1億1,003万7,000円に補正しようとするものでございます。

第8条は、利益剰余金処分の補正でございまして、予算第10条に定めた利益剰余金の処分額を次のとおり補正するもので、令和5年度当年度純利益が6,727万2,000円となる予定であることから、水道設置条例に基づき(1)減債積立金は300万円を追加し、3,300万円に、(2)建設改良積立金は300万円を追加し、3,300万円に、(3)利益積立金は35万5,000円を減し、127万2,000円にしようとするものでございます。

それでは、収益的収入及び支出明細書において今回の補正内容を御説明いたしますので、水道5ページをお開きください。支出から御説明いたします。1款 水道事業費用、1項 営業費用、1目 原水及び浄水費は101万4,000円の減、2目 配水及び給水費は一般漏水修繕等のため修繕費240万7,000円を追加しておりますが、全体として375万2,000円の減、3目 総係費は11万3,000円の追加、4目 減価償却費は485万5,000円の減、2項 営業外費用、1目 支払利息及び企業債取扱諸費は114万2,000円の減、2目 雑支出は13万6,000円の追加、3項 特別損失、1目 過年度損益修正損は51万4,000円の追加で、それぞれ業務予定量の見込みによる整理並びに事業費等の確定により執行整理を行うものでございます。

2款 簡易水道事業費用、1項 営業費用、1目 原水及び浄水費は145万7,000円の減、2目 配水及び給水費は漏水調査業務追加のため委託料68万5,000円を追加しておりますが、全体として362万5,000円の減、1枚おめくりいただきまして、水道7ページに参りますが、3目 総係費は2万5,000円の追加、4目 減価償却費は191万8,000円の追加、2項 営業外費用、1目 支払利息及び企業債取扱諸費は88万6,000円の減で、それぞれ業務予定量の見込みによる整理並びに事業費等の確定により執行整理を行うものでございます。

次に、収入を御説明いたしますので、水道4ページにお戻りください。1款 水道事業収益、1項 営業収益は1,335万5,000円の追加、2項 営業外収益は712万3,000円の減、2款 簡易水道事業収益、1項 営業収益は50万円の減、2項 営業外収益は319万2,000円の減で、それぞれ業務予定量の見込みによる整理並びに事務費等の確定により執行整理を行うものでございます。

続いて、資本的収入及び支出について御説明いたしますので、水道9ページをお開きください。支出から御説明いたします。1款 水道事業資本的支出、1項 建設改良費、1目 配水施設改良費



は1,149万2,000円の減、2項 固定資産購入費、1目 固定資産購入費は22万5,000円の減、2款 簡易水道事業資本的支出、1項 建設改良費、1目 配水施設改良費は467万8,000円の減、2項 企業債償還金、1目 企業債償還金は2万4,000円の減で、それぞれ業務予定量の見込みによる整理並び事業費等の確定により執行整理を行うものでございます。

次に、収入を御説明いたしますので、水道8ページにお戻りください。1款 水道事業資本的収入、2項 負担金は67万5,000円の減、3項 補助金は7万3,000円の追加、4項 補償金は26万7,000円の減、2款 簡易水道事業資本的収入、1項 企業債は480万円の減、2項 負担金は19万4,000円の減、3項 補助金は171万7,000円の追加で、それぞれ業務予定量の見込みによる整理並びに事業費等の確定により執行整理を行うものでございます。

なお、水道1ページから3ページは予算実施計画、水道10ページは予定キャッシュ・フロー計算書、水道11ページから12ページは予定貸借対照表、水道13ページから14ページは給与費明細書でございますが、いずれもお目通しをいただき、説明は省略いたします。

以上で議案第9号の説明を終わります。

続きまして、「議案第10号 令和5年度新ひだか町下水道事業会計補正予算(第4号)」について御説明申し上げます。

こちらにつきましても事業費等の確定及び予定量の見込みによる整理が主なものとなっております。

第1条は、総則でございまして、令和5年度新ひだか町下水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条は、業務の予定量の補正でございまして、令和5年度新ひだか町下水道事業会計予算の第2条に定めた業務予定量を次のとおり補正する。

公共下水道事業では、(2)年間有収水量は1万1,100立方メートル増の131万3,900立方メートルに、(3)1日平均汚水量は30立方メートル増の3,590立方メートルに。

特定環境保全公共下水道事業では、(1)排水戸数は10戸増の970戸に、(2)年間有収水量は8,400立方メートル増の20万3,700立方メートルに、(3)1日平均汚水量は20立方メートル増の550立方メートルにするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の補正でございまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款 公共下水道事業収益は7,252万5,000円を減し、7億4,429万3,000円に、第1項 営業収益は5,717万6,000円を減し、3億4,293万7,000円に、第2項 営業外収益は1,539万8,000円を減し、4億130万7,000円に、第3項 特別利益は4万9,000円を追加し、4万9,000円に。

第2款 特定環境保全公共下水道事業収益は3,317万3,000円を減し、2億3,811万6,000円に、第1項 営業収益は44万9,000円を減し、4,593万8,000円に、第2項 営業外収益は3,272万4,000円を減し、1億9,217万8,000円にしようとするものでございます。

支出の第1款 公共下水道事業費用は6,016万4,000円を追加し、7億8,752万9,000円に、第1項 営業費用は48万1,000円を減し、6億7,758万2,000円に、第2項 営業外費用は6,045万3,000円を追加し、1億910万6,000円に、第3項 特別損失は19万2,000円を追加し、84万1,000円に。

第2款 特定環境保全公共下水道事業費用は70万7,000円を追加し、2億5,209万7,000円に、第1項 営業費用は83万3,000円を追加し、2億3,423万6,000円に、第2項 営業外費用は12万6,000円

を減し、1,783万1,000円にしようとするものでございます。

1枚おめぐりください。第4条は、資本的収入及び支出の補正でございまして、予算第4条本文括弧書きを改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,921万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

収入の第1款 公共下水道事業資本的収入は1億8,245万円を追加し、3億8,026万2,000円に、第1項 企業債は1,120万円を減し、6,800万円に、第2項 負担金は62万4,000円を減し、262万6,000円に、第3項 補助金は1億8,802万1,000円を追加し、2億8,223万3,000円に、第4項 補償金は625万3,000円を追加し、2,740万3,000円に。

第2款 特定環境保全公共下水道事業資本的収入は1億1,656万3,000円を追加し、1億6,890万2,000円に、第1項 企業債は630万円を減し、1,950万円、第2項 負担金は18万円を追加し、134万円に、第3項 補助金は1億2,268万3,000円を追加し、1億4,806万2,000円にしようとするものでございます。

支出の第1款 公共下水道事業資本的支出は884万3,000円を減し、5億3,352万5,000円に、第1項 建設改良費は872万2,000円を減し、1億6,117万6,000円に、第2項 企業債償還金は12万1,000円を減し、3億7,234万9,000円に。

第2款 特定環境保全公共下水道事業資本的支出は1,086万8,000円を減し、2億1,485万5,000円に、第1項 建設改良費は1,086万1,000円を減し、4,753万9,000円に、第2項 企業債償還金は7,000円を減し、1億6,731万6,000円にしようとするものでございます。

第5条は、継続費の補正でございまして、予算第5条に定めた継続費を次のとおり補正する。

1款 資本的支出、1項 建設改良費の静内終末処理場耐震改築事業について、建設資材及び労務費の高騰による事業費増額のため令和6年度の年割り額に3,500万円を追加し、1億7,200万円とし、総額を2億3,200万円にしようとするものでございます。

第6条は、企業債の補正でございまして、予算第7条に定めた企業債を次のとおり補正する。

公共下水道事業債の限度額は1,120万円を減し、6,800万円に、特定環境保全公共下水道事業債の限度額は630万円を減し、1,950万円にしようとするものでございます。なお、利率につきましては変更ございません。

第7条は、繰越明許費の補正でございまして、2款 特定環境保全公共下水道事業資本的支出、1項 建設改良費のマンホールポンプ所改築事業について事業費が確定したため1,080万8,000円を減し、3,819万2,000円にしようとするものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございまして、予算第10条に定めた職員給与費について59万5,000円を追加し、3,771万7,000円にしようとするものでございます。

第9条は、他会計補助金の補正でございまして、予算第11条に定めた一般会計または他の特別会計からの補助金等の金額を3億7,083万8,000円から3億5,432万3,000円に補正しようとするものでございます。

それでは、収益的収入及び支出明細書において今回の補正内容を御説明いたしますので、下水道5ページをお開きください。支出から御説明いたします。1款 公共下水道事業費用、1項 営業費用、1目 管渠費は公共ますの新設等のため修繕費160万円を追加し、全体として168万5,000円

の追加、2目 処理場費は汚泥処理機器交換部品等の購入のため備用品費152万3,000円を追加しておりますが、全体として302万円の減、3目 ポンプ場費は17万7,000円の減、4目 総係費は19万3,000円の減、5目 減価償却費は122万4,000円の追加、2項 営業外費用、1目 支払利息及び企業債取扱諸費は3万円の追加、2目 消費税は消費税等の執行整理のため3,172万9,000円の追加、3目 雑支出は消費税等の執行整理のため2,869万4,000円の追加、3項 特別損失、1目 過年度損益修正損は19万2,000円の追加。

第2款 特定環境保全公共下水道事業費用、1項 営業費用、1目 管渠費は公共ますの新設等のため修繕費95万7,000円を追加し、全体として95万5,000円の追加、2目 処理場費は115万1,000円の減、3目 総係費は7万8,000円の追加、4目 減価償却費は95万1,000円の追加、1枚おめくりいただきまして、下水道7ページをお開きください。2項 営業外費用、1目 支払利息及び企業債取扱諸費は11万5,000円の減、2目 雑支出は1万1,000円の減で、それぞれ業務予定量の見込みによる整理並びに事業費等の確定により執行整理を行うものでございます。

次に、収入を御説明いたしますので、下水道4ページにお戻りください。1款 公共下水道事業収益、1項 営業収益は5,717万6,000円の減、2項 営業外収益は1,539万8,000円の減、3項 特別利益は4万9,000円の追加。

2款 特定環境保全公共下水道事業収益、1項 営業収益は44万9,000円の減、2項 営業外収益は3,272万4,000円の減で、それぞれ業務予定量の見込みによる整理並びに事業費等の確定により執行整理を行うものでございますが、繰出基準に基づく他会計負担金等については一部収益的収入から資本的収入へ費目の調整を行い、また資金不足に関わる赤字補填分については公共、特環ともに他会計補助金において1億円を含んだ予算計上となっております。

続いて、資本的及び支出について御説明いたしますので、下水道9ページをお開きください。支出から御説明いたします。1款 公共下水道事業資本的支出、1項 建設改良費、1目 排水施設改良費は872万2,000円の減、2項 企業債償還金、1目 企業債償還金は12万1,000円の減。

2款 特定環境保全公共下水道事業資本的支出、1項 建設改良費、1目 排水施設改良費は1,086万1,000円の減、2項 企業債償還金、1目 企業債償還金は7,000円の減で、それぞれ業務予定量の見込みによる整理並びに事業費等の確定により執行整理を行うものでございます。

次に、収入を御説明いたしますので、下水道8ページにお戻りください。1款 公共下水道事業資本的収入、1項 企業債は1,120万円の減、2項 負担金は62万4,000円の減、3項 補助金は1億8,802万1,000円の追加、4項 補償金は625万3,000円の追加。

2款 特定環境保全公共下水道事業資本的収入、1項 企業債は630万円の減、2項 負担金は18万円の追加、3項 補助金は1億2,268万3,000円の追加で、それぞれ業務予定量の見込みによる整理並びに事業費等の確定により執行整理を行うものでございますが、補助金については先ほど収益的収入で説明した繰出基準に関わる費目の調整の受皿として大きく追加計上となっております。

なお、下水道1ページから3ページは予算実施計画、下水道10ページは予定キャッシュ・フロー計算書、下水道11ページから12ページは予定貸借対照表、下水道13ページから14ページは給与費明細書でございますが、いずれもお目通しをいただき、説明は省略いたします。

以上で議案第10号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 次に、渡辺町立病院事務長。

〔新ひだか町立病院事務長 渡辺智之君登壇〕

○新ひだか町立病院事務長(渡辺智之君) ただいま上程されました「議案第11号 令和5年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第3号)」につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、執行整理が主なものでございます。

第1条は、総則でございまして、令和5年度新ひだか町病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条は、業務の予定量の補正でございまして、令和5年度新ひだか町病院事業会計予算、以下「予算」といいます。第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2)年間取扱延べ患者数は入院を1,948人減し、1万7,032人に、外来は2,782人を追加し、5万3,709人にしようとするものです。

(3)1日平均患者数は入院を1.7人減し、50.2人に、外来は30.4人を追加し、240.8人にしようとするものです。

第3条は、収益的収入及び支出の補正でございまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款 病院事業収益は1億3,383万円を追加し、18億65万5,000円に、第1項 静内医業収益は1,441万8,000円を追加し、9億3,211万円に、第2項 静内医業外収益は7,667万6,000円を追加し、4億2,803万7,000円に、第4項 三石医業収益は3,574万8,000円を減し、1億9,194万8,000円に、第5項 三石医業外収益は7,848万4,000円を追加し、2億4,456万円にしようとするものです。

支出の第1款 病院事業費用は2,273万5,000円を減し、19億2,841万9,000円に、第1項 静内医業費用は3,161万1,000円を減し、13億4,587万9,000円に、第4項 静内特別損失は152万8,000円を追加し、205万円に、第5項 三石医業費用は734万8,000円を追加し、5億436万8,000円にしようとするものです。

1枚おめくり願います。第4条は、資本的収入及び支出の補正でございまして、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,079万7,000円は当年度分消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金1,805万5,000円で補填し、なお不足する額5,274万2,000円は一時借入金で措置するものとする。

収入の第1款 資本的収入は1,500万円を減し、2億9,890万6,000円に、第2項 静内企業債は1,220万円を減し、1億7,180万円に、第4項 三石企業債は280万円を減し、900万円にしようとするものです。

支出の第1款 資本的支出は139万6,000円を減し、3億6,970万3,000円に、第1項 静内建設改良費は127万2,000円を減し、1億8,272万8,000円に、第3項 三石建設改良費は12万4,000円を減し、1,587万6,000円にしようとするものです。

第5条は、企業債の補正でございまして、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正するもので、限度額を1,500万円減し、1億8,080万円にしようとするものです。なお、起債の目的及び利率の取扱いに変更はございません。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございまして、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。(1)職員給与費を1,142万6,000円減し、10億

4,666万円に、(2)交際費を7万8,000円減し、29万2,000円にしようとするものです。

ページ1枚お進みいただき、第7条は、他会計からの補助金の補正でございまして、予算第9条中、「5億3,258万7,000円」を「6億7,207万6,000円」に改めるものです。

第8条は、棚卸資産購入限度額の補正でございまして、予算第10条中、「1億9,713万2,000円」を「2億98万2,000円」に改めるものです。

それでは、収益的収入及び支出明細書において今回の補正内容を御説明いたしますので、病院6ページをお開き願います。支出から御説明いたします。1款 病院事業費用、1項 静内医業費用、1目 給与費は、人件費の整理でございますので、説明は省略いたします。

3目 経費は1,512万8,000円の減でございまして、各節の実績及び執行見込みにより整理を行おうとするもので、主なものといたしましては、病院7ページになりますが、在宅酸素機器の使用実績により使用料及び賃借料210万9,000円の減、委託料451万6,000円の減は食数の減による給食委託料503万3,000円の減、感染症の対応に伴う感染性廃棄物処理委託料50万円の追加、画像2次読影の増などにより遠隔等画像読影業務委託料63万円の追加でございます。

5目 資産減耗費及び6目 研究研修費につきましては、実績による執行の整理を行うものです。

4項 静内特別損失、1目 過年度損益修正損は152万8,000円の追加でございまして、概算払いにより交付されておりました令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入れ医療機関緊急支援事業補助金の確定により精算として超過分を返還するものでございます。

5項 三石医業費用、1目 給与費は、人件費の整理でございますので、説明は省略いたします。

病院8ページをお開き願います。下段となりますが、2目 材料費は診療材料費350万円の追加でございまして、発熱外来用検査キットなどの購入を行うものです。

3目 経費は17万4,000円の減でございまして、病院9ページにまたがり記載をしておりますが、各節の実績及び執行見込みにより整理を行うもので、病院9ページの上段となりますが、給油暖房用ボイラーの修繕費用として修繕費74万6,000円の追加、委託料177万9,000円の追加は実績による給食委託料274万5,000円の追加、執行整理による臨床検査委託料222万5,000円の減、医療機器の使用実績により医療機器等保守点検委託料96万1,000円の追加などでございます。

以上で収益的支出の説明を終わります。

次に、収入を御説明いたしますので、恐れ入りますが、病院4ページにお戻りください。1款 病院事業収益、1項 静内医業収益は1,441万8,000円の追加でございまして、1目 入院収益は実績に基づく執行整理を行い、24万2,000円の減、2目 外来収益につきましても実績に基づく執行整理を行い、2,445万6,000円の追加、3目 その他医業収益は健康診断の受診者減などそれぞれ実績に基づき執行整理を行い、979万6,000円の減としております。

2項 静内医業外収益、2目 他会計補助金は、繰出基準、繰出基準外を合わせ4,289万円を追加し、3目 長期前受金戻入及び4目 その他医業外収益はそれぞれ実績に基づく整理を行うものです。

5目 道補助金は、新型コロナウイルス感染症に対応する病床確保料などとして感染症病床確保促進事業補助金7,596万2,000円を追加するものです。

4項 三石医業収益は3,574万8,000円の減でございまして、1目 入院収益は実績に基づく整理を行い、4,046万6,000円の減、2目 外来収益は小児科外来の開設など実績に基づく整理を行い、386万5,000円の追加、3目 その他医業収益はそれぞれ実績に基づく整理を行い、85万3,000円の

追加を行うものです。

病院5ページに参りまして、5項 三石医業外収益、2目 他会計補助金は、繰出基準、繰出基準外などを合わせ9,659万9,000円を追加し、3目 長期前受金戻入及び4目 その他医業外収益はそれぞれ実績に基づく整理を行うものです。

5目 道補助金は、物価高騰対策支援金など90万4,000円を追加するものでございます。

以上で収益的収入及び支出の説明を終わります。

続きまして、資本的収入及び支出の補正内容を御説明いたしますので、病院10ページをお開きください。下段の支出より御説明いたします。1款 資本的支出は139万6,000円の減でございます。1項 静内建設改良費、3項 三石建設改良費とも事業費確定に伴う執行整理を行うものです。

次に、上段の収入でございますが、1款 資本的収入は1,500万円の減で、事業収入の確定に伴い各項目の執行整理を行うものです。

以上で資本的収入及び支出の説明を終わります。

なお、病院1ページから3ページは予算実施計画、病院11ページは予定キャッシュ・フロー計算書、病院12ページから13ページは給与費明細書、病院14ページから15ページは予定貸借対照表でございますが、いずれもお目通しをいただき、説明は省略いたします。

以上で議案第11号の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午後 2時13分

---

再開 午後 2時23分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。初めに、「議案第6号 令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第8号)」の質疑を行います。

先に歳出47ページから145ページまで一括質疑願います。

10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それでは、3点ほど質問させていただきます。

まず、55ページの上段のほうに18節 負担金、補助及び交付金、交通安全推進協議会交付金103万7,000円の減額補正と。これ当初予算で717万8,000円予算見ているのですが、減額の理由についてお伺いしたいと思います。

それから、71ページ、3の社会福祉施設費の事業目(2)ですか、集会施設等管理経費、12、委託料、施設管理業務委託料で172万3,000円の増額補正と。これ当初予算見ますと、除排雪業務委託等4件で99万円の当初予算の予算計上だったのですけれども、増額の理由、それから内訳、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

3点目です。93ページ、3の農業振興費の事業目2 農業後継者対策事業、これの18節 負担金、補助及び交付金、3行目の新規就農者育成総合対策事業補助金660万円の増額補正と。それで、当初予算を見ますと経営開始資金ということと、それから経営発展支援事業、これ新規就農者の機械、施設等の支援金で4分の3補助ということなのですが、660万円増額ということなのですが、この増額理由、これについて伺いたい。

この3点、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 私のほうから1点目、町交通安全推進協議会の交付金103万7,000円の減額でございますけれども、減額の要因につきましては、こちら推進協議会への補助金から、この推進協議会からさらに関連団体であります三石地区の交通安全協会の補助金というものが出てございますけれども、こちらの部分が新型コロナウイルス感染症のここ数年の蔓延によって事業のほう中止であったり、縮小であったりということで、数年間繰越金がどんどん増えてきたというところで、令和4年度決算終わりました、この補助金がなくても1年間運営できるほどに繰越金が出たということで、今年度については補助金申請をされないということがございましたので、その分が実は102万円減額ということになっております。残り1万7,000円につきましては、予算の執行整理の部分と御理解していただければと思います。

○議長(福嶋尚人君) 村岡福祉課長。

○福祉課長(村岡幸栄君) 私からは2点目の集会施設等管理経費についてでございますけれども、集会施設につきましては会館や集会所、生活センターなどの施設につきまして指定管理などにより管理運営を行っているところでございます。施設管理業務委託料につきましては、11施設分の管理経費の実績額に応じて支払いをしております、今回の補正額につきましては昨今の電気料などの光熱水費や燃料費の高騰によりまして今年度の管理経費の精算金額を見込んだところ、不足が生じたものでございます。金額につきましては、137万円ほどということでございます。また、当初予算におきまして一部施設の計上誤りもありまして、その分も含めて計上させていただいておりますが、その分につきましては2施設分で約35万円ということになっております。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 私のほうからは、新規就農者育成総合対策事業補助金について御答弁申し上げたいと思います。

まず、この事業は大きく2つ、経営開始資金と経営発展支援事業という2つの事業がございます。それで、経営開始資金につきましては、当初予算どおり変更はございません。それで、経営発展支援事業なのですけれども、この事業は新たに新規就農の方が農業機械や設備を整備する場合に4分の3の補助を受けるという事業でございます。それで、当初予算につきましては、単身と夫婦の世帯の方によって金額が違うのですが、限度額、単身の方につきましては本来500万円を上限に4分の3補助、そして夫婦の方につきましてはその1.5倍の750万円に対する4分の3補助というのが上限の補助金になってございます。それで当初予算につきましては、単身、夫婦ともちょっとまだ実施するかどうか確定していなかったということで、単身、夫婦ともに限度額の約半分の2分の1の金額、単身につきましては250万円の4分の3の187万5,000円と夫婦の方につきましては370万円の4分の3の補助で277万5,000円の計465万円を当初予算に計上してございました。それで、今回実績といたしましては750万円の限度額を御夫婦の就農者が限度額いっぱいを使うということで750万円の4分の3補助の2組分ということで、実際は1,125万円の補助金となるということで、当初予算の差額ということで660万円を今回プラス補正をさせていただいたということになります。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それで、55ページの交通安全推進協議会交付金で、これ三石地区のことを言っていましたね。静内地区は、どんな状況なのですか。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 静内地区につきましては、事業それぞれ行っていますので、こちらにつきましては令和5年度当初の時点で繰越金が20万円弱程度、補助金については100万円弱程度ということで、補助金がなければ事業執行は難しいということで、通常どおり交付してございます。

○議長(福嶋尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 次に、6ページの「第2表 繰越明許費補正(追加)」から8ページの「第3表 地方債補正(廃止)」及び……

〔何事か言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) はっきり手を挙げて言ってください。

11番、川合君。

○11番(川合 清君) 1点だけ教えてください。

104ページ、赤潮被害対策事業、それで赤潮対策緊急支援事業市町村負担金2,152万円の減となっているのですが、負担金の減だから、事業全体は相当の減になるのだろうと思うのです。それで、この事業の中身を少し教えてください。その答弁でまた手挙げます。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) ただいまの御質問、事業の概要、内容を説明してほしいということですが、この赤潮対策事業につきましては大きく2つございます。1つは、ウニの種苗を調査資材として活用した漁場環境の状況調査と、それからもう一つが、こちらは漁業者が主体で行っている取組なのですが、被害を受けたタコやツブ、そういったものの資源動向を把握するために漁具を使って漁獲量調査を行うという2つの調査が主な事業の内容となっております。ちなみに、大きく市町村の負担分が減ったということで予算計上、減額補正予算を上げさせていただいていますが、当初この事業の概要が当初予算要求前の段階ではできる限り全ての被害を受けた漁業者を対象に調査に協力していただきたいという考えの下、最大限の人員、船の数、調査量と、そういったもので予算計上させていただきました。その中で国や北海道からの指導もございまして、期間が短くなったりですとか、あとは漁業者の意向によって調査に協力できないなどの理由がありまして、最大から、船の数でいきますと当初の段階では89隻を対象にしていたのですが、実際参加をするという意向を示していただいたのが61隻と大幅に減った状況もございます。あと、先ほど言いました調査の期間も最長12か月、1年間続けて調査を計画していたのですが、実際には事務手続等の都合もございまして、1か月短い11か月ということで調査回数自体が延べで3,464回というものに対しまして、最終的には2,052回の計画で今回積算させていただいて、減額の予算計上となったものでございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 今の答弁によると、漁業者の意向でこれだけの予算あれば大丈夫と、こう聞こえるのですが、そういうことですか。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) 我々この計画立てた段階では、漁業協同組合等とも十分協議をしまして、計画を立ててきたものでございます。ただ、被害を受けた漁業者というのは全てタコ漁



業ですとかツブ漁業に依存しているものではなくて、ほかの漁業も、例えば刺し網ですとか、そういった漁業も行われている方もおまして、通常の操業とはまた別に出漁して、調査に従事しなければならないという制限もございますので、そういったものを勘案して、漁業者がそれぞれ判断して、操業をメインでやるか、調査をメインでやるかというような判断の下、実施していただいた結果の回数になっております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 今の課長の答弁で何でこんな減額になったかというのは分かるような気がするのですが、これ北海道がやる事業でしょう。それで、計画に無理があるのだと思うのです。ほかの操業しながら試験も組み込まなければならないと、こういうふうなところに制限になるような条件を撤廃するような動きというのはすべきだと思うのですが、これはまだまだ続くと思うのですが、そういう動きについてはどう考えていますか。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) この調査につきましては、国や北海道の補助金、交付金を財源としているのですが、本来的には漁業者自らが自分たちの漁場の状況を把握したい活動に対して支援をしているというものでございまして、国や北海道がこの事業に対して示しているのは、我々調査の基準というのはなかなか設けるのは難しかったものですから、国や北海道にお願いしまして、全道統一的な調査基準、例えば回数ですとか方法ですとか範囲ですとか、そういったものの統一基準を決めていただいた中で、できる範囲で計画したものでございます。その中で、被害を受けてから2年、3年たっておりますけれども、資源も少なからず増えつつあると。まだ従前には戻っていないものの、増えつつあるといったものですとか、海洋環境の変化で取れる魚が変わってきているという、なかなか漁業は気象状況に左右されやすいと、海洋環境に左右されやすいというものもございしますが、その中で例えば数量が少なくても値段が高くて、漁業として成り立っていく漁業種類というものもあったり、そこら辺は参加される漁業者の制限をかけてまで調査をするのではなくて、あくまで従前の形、赤潮被害前に戻っていただくというのが、それまでの間でも漁業をやっていただくと、廃業しないで漁業を続けていただきたいという意向もありますので、それが早期に回復する、従前に戻れるのであれば、それはそれでこの事業の一定の成果が得られているのかなという考えもございまして、あまり制限をかけた中で、今後もこの事業が続くという確証が現段階では残念ながらありませんので、そういった今後の動向も踏まえながら国や北海道に対してこの事業を柔軟に活用できるようにするという要望は必要に応じていかなければならないのかなと考えておりますので、そこら辺御理解いただければと思います。

○議長(福嶋尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 次に、6ページの「第2表 繰越明許費補正(追加)」から8ページの「第3表 地方債補正(廃止)」及び歳入11ページから46ページまでを一括質疑願います。

6番、城地君。

○6番(城地民義君) 歳入で2款、1項、2目の法人税の関係でちょっとお聞きしたいのですが、ページは一般の11ページです。

それで、説明の中ではこの補正予算で現年度分2,383万9,000円の減額ということで説明あって、そして理由は大規模法人が減ったのだよと、こういう説明であったのですが、大まかでいいので

すが、これだけの大きな金額が減額ということですから、大規模法人の当初の、概算で見込んでいると思うのですが、当初の見込みの大規模件数というのですか、それと見込みの額、それから今回補正ですから、確定ではないですから、これだけの大きな金額を減額した部分の件数も含めて概略を教えてくださいたいのですが。

○議長(福島尚人君) 千葉税務課長。

○税務課長(千葉憲児君) ただいまの御質問ですけれども、当初の予算計上は補正前の額にございます2億199万5,000円となっております。それで、先ほど総務課長が壇上で説明していますけれども、大規模法人である、業種でいいますと医療業、建設業、軽種馬業、電力業、保険業など、例年の収益がよかった状況から低下したということにより減額補正をしてございます。補正予算の説明のとおり、2,383万9,000円、それで収納率のほうは当初と同じく99.7%で計上してございます。

○議長(福島尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) 説明は分かったのですけれども、今言った医療とか建設業だとか、それから軽種馬、そういった法人の関係で、ですから経営的にダウンしたのだよということで減額になったと思いますが、件数は減っていないのですか、例えば。建設業が何件減ったとか、例えばの圃場経営の経営の法人分が減ったとか、そういった\_\_\_\_\_が何件か減ったとか、その部分をお聞きしたいのです。

○議長(福島尚人君) 千葉税務課長。

○税務課長(千葉憲児君) 件数についてでございますけれども、ちょっと手元に資料持ち合わせていませんけれども、業種の増減についてはそんなになかったと考えております。

○議長(福島尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) \_\_\_\_\_いいのですけれども、今課長が頭でカウントしている中で、業種でどこの部分が、減った分だけでいいのですけれども、どの業種が減ったのでないかというような、それも分かれば教えてください。それだけです。

○議長(福島尚人君) 柴田総務部長。

○総務部長(柴田 隆君) ただいま税務課長がお答えしたとおり、細かい数字は今手元にありませんので、お答えできませんが、あまり大きな増減はないという認識でございます。

○議長(福島尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 以上で議案第6号の質疑を終わります。

次に、「議案第7号 令和5年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。歳入歳出について一括質疑願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

次に、「議案第8号 令和5年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。歳入歳出について一括質疑願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

次に、「議案第9号 令和5年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第4号)」の質疑を行います。収益的収入支出、資本的収入支出、第2条及び第5条から第8条までについて一括質疑願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

次に、「議案第10号 令和5年度新ひだか町下水道事業会計補正予算(第4号)」の質疑を行います。収益的収入支出、資本的収入支出、第2条及び第5条から第8条までについて一括質疑願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

次に、「議案第11号 令和5年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第3号)」の質疑を行います。収益的収入支出、資本的収入支出、第2条及び第5条から8条までについて一括質疑願います。

10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 質問ではないのですけれども、予算書の……

○議長(福嶋尚人君) 質問に限ってください。

○10番(木内達夫君) いや、ちょっと訂正しなければいけないと思うので、言わせてください。

第2条の(2)号、(3)号の補正予定量と計って逆でないかなと思うのですけれども、私間違っていますか。書いてある予定量に計の数字が入っているのではないかと思うのですが、事務長、どうですか。違いますか。説明は合っているのですが、この議案書が間違っているのではないかなと思うのですが、どうですか。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺町立病院事務長。

○新ひだか町立病院事務長(渡辺智之君) 木内議員おっしゃるとおり、間違っておりますので、後ほど訂正をしたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○新ひだか町立病院事務長(渡辺智之君) そうです。これが議案、第2条の(2)補正予定量が間違いで、こちらが計になります。計と書いてあるところ、こちらが補正予定量になるというところでございます。こちら(3)のほうも同様でございます。

以上でございます。大変失礼しました。

○議長(福嶋尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

議案第6号から議案第11号までに対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第6号 令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第8号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第7号 令和5年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第8号 令和5年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第9号 令和5年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第4号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第10号 令和5年度新ひだか町下水道事業会計補正予算(第4号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第11号 令和5年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第3号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号から議案第17号の上程、説明、委員会付託

○議長(福嶋尚人君) 日程第14、「議案第12号 令和6年度新ひだか町一般会計予算」から「議案第17号 令和6年度新ひだか町病院事業会計予算」まで6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案第12号から議案第17号までの6件については、会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第17号までは、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

た。

お諮りいたします。議案第12号から議案第17号までの6件については、議長を除く全議員で構成する「予算審査特別委員会」を設置して、これに付託し、審査することに決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第17号までの6件については、議長を除く全議員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました特別委員会の委員長には2番、池田君、副委員長には10番、木内君が就任することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長は2番、池田君、副委員長は10番、木内君に決定いたしました。

説明員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

---

再開 午後 3時03分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎令和6年度町政執行方針・教育行政執行方針

○議長(福島尚人君) 日程第15、令和6年度町政執行方針を行います。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) 1. はじめに

令和6年第2回新ひだか町議会定例会の開会にあたり、新年度の町政執行に対する私の所信を申し上げます。

私が町長に就任してから、まもなく6年が経過し、二期目の折り返し地点を迎えようとしています。

この間、社会は大きく変化し、新型コロナウイルスの感染拡大、ロシアによるウクライナ侵略と円安によるエネルギーや食料品価格の高騰など、日々の暮らしにとって非常に厳しい局面を迎えてきたわけではありますが、昨年5月には、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが「5類感染症」へと移行し、町内外で様々な活動が再開されるなど、かつての日常を感じ取れるようになってきたと思います。

とはいえ、社会情勢は未だ不安定で、住民生活を取り巻く情勢も依然として厳しい状況にありますので、生活に直結する様々な課題に迅速に対応するとともに、しっかりと将来に目を向け、町民の皆様、議会議員の皆様と、知恵を出し合い、力を合わせて、将来に希望の持てるまちづくりを力強く進めていきたいと考えています。

2. 町政に臨む基本姿勢

まず、町政に臨む基本姿勢であります。

昨年末に2050年までの人口推計が発表されましたが、人口減少、少子高齢化が今後確実に見込まれる状況であり、町政運営はさらに難しい局面に入ってくるものと思われま

す。深刻化する人手不足問題、公共施設の老朽化、不安定な社会情勢の変動に対応するための対策に加え、デジタル社会への移行、地球温暖化対策など、様々な課題が山積しています。

これらに対応していくため、引き続き町政運営のベースとなる「財政の健全化」に取り組みながら、過去の手法や仕組みに囚われない新たな視点や発想をもって、物事の本質を捉えた効果的な施策展開に努めていきたいと考えており、長年続けられてきたものであっても、「良いものはさらに良く、時代に合わないものは変えていく。」という強い意識を持って踏み込んでいきたいと考えています。

特に、令和6年度においては、デジタル技術を活用した業務改革や地域内公共交通の再構築など、住民サービスの維持・向上に向けた取組について具体的なアクションを起こしていくほか、町の将来を担う「こども」に視点を置いた出産・子育て支援策について、国や北海道の施策と効果的に連動しながら、これまで以上に重点を置いて取り組んでまいります。

### 3. 基本政策

今申し上げた基本姿勢に基づき、町民の皆様から託された町政運営を、8つの基本政策を柱として進めていく所存であり、これらに係る考え方や方向性などについてこれから申し述べます。

#### (1) 開かれた町政の実現

まず1点目は、「開かれた町政の実現」であります。

町政を進める上で最も大切なことは、町民の皆様がそれぞれの立場で町政に関心を持ち、まちづくりに積極的に参加していただくことであり、行政と町民が「対話」を積み重ね、共有できる目標や方向性を見出していくことが必要と考えています。

広報活動では、まちづくりをより身近に感じていただき、若い世代にも関心を持ってもらえるよう、時代のニーズに合わせた情報発信の充実に取り組むとともに、広聴活動では、まちづくり懇談会や出前講座のほか、各産業団体や若い世代等の活動の場に訪問し、気軽にお話しさせていただく機会を通じて、町民の皆様とコミュニケーションを図り、町政に対する相互理解を深めてまいります。

財政の健全化については、令和3年度に策定した「新財政計画」を指針として、効率的で効果的な財政運営を目指し、必要な取組を進めていますが、現在のエネルギー価格等の物価高騰が町財政にも影響を及ぼしてきていることから、今まで以上に限られた財源の使い道を考え、最小の経費で最大限の効果が得られるよう進めていかなければならないと考えています。

社会全体で広がっているデジタル技術の活用については、国が策定した「自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画」に基づき、情報システムの標準化、手続きの簡素化の取組を進めてまいります。

特に、役場窓口での手続きは、住民にとって負担感もあることから、デジタル技術を活用し、「書かないワンストップ窓口」の導入、マイナンバーカードの活用によるオンライン化、スマートフォンを活用した各種手続きなど、窓口改革に取り組んでまいります。

#### (2) 基幹産業の強化と新分野の産業創出

2点目は、「基幹産業の強化と新分野の産業創出」であります。

農林水産業については、国際情勢の大きな変化や円安などに伴う生産資材価格の高騰など、依然として厳しい状況にあり、農林水産業者が将来にわたり夢や希望を持ち、安心して経営を続けられる活力ある産業の構築を目指してまいります。

農業においては、水田の畑地化進行により農地や農業経営は大きな転換期にあり、引き続き基幹産業として持続的発展と経営の安定化に向けて取り組んでまいります。

まずは、農地等の生産基盤を守るため、担い手の育成と確保、新規就農者へのサポート体制の強化を図るとともに、労働力確保に向けた産地間連携の仕組みづくりの調査・研究を進めてまいります。

さらに、「人・農地プラン」が改正農業経営基盤強化促進法で法定化されたことに伴い、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定し、農地の適切な利用を推進してまいります。

農産生産では、主要な農畜産物である、みついし牛、太陽の瞳、みついし花だよりを中心に、今後も責任産地として長期的かつ安定的な生産・出荷による市場価値と地域ブランド力の向上を図ってまいります。

農業農村整備では、上豊畑地区における飲用水や営農用水の安定的かつ衛生的な供給を確保するため、道営土地改良事業を活用し、営農雑飲用水施設の整備を進めてまいります。

また、国の「みどりの食料システム戦略」等に基づき、農地へのバイオ炭施用による温室効果ガスの削減に取り組むとともに、土壌改善に向けた調査試験をさらに深めてまいります。

林業・林産業については、適正かつ計画的な森林整備と林業従事者の雇用確保を図るため、森林整備計画に基づいた造林事業に取り組むとともに、森林吸収源対策を推進し、健全で優良な森づくりに取り組んでまいります。

また、持続的な森林管理と利活用のため、担い手の育成・確保に取り組むほか、関係団体とも連携しICTを活用した安全で効率的な森林施業の調査・研究に努めてまいります。

水産業については、赤潮により被害を受けた資源の回復が長期化していることから、国や北海道、漁協などの関係機関と連携を図り、資源動向を把握するための各種調査を進めるとともに、栽培漁業を推進し、資源回復に努めてまいります。

また、漁業経営の安定対策として、魚価維持・向上を図るため製氷貯氷施設の拡充支援に取り組んでまいります。

商工業については、小規模事業者の事業承継や新規創業、さらには、空き店舗の活用を促進するため、創業・事業承継支援事業に引き続き取り組んでまいります。

また、静内農業高等学校、産業団体及び事業者との連携による「静農ブランド開発促進プロジェクト」については、国からの補助事業としての最終年度を迎えることから、これまでの成果や課題などを検証しつつ、持続可能な仕組みや体制の構築を目指してまいります。

### (3) 防災対策の強化

3点目は、「防災対策の強化」であります。

近年、激甚化・頻発化する様々な災害から命を守るためには、「公助」による災害対策だけでなく、町民の一人ひとりが災害に対する知識や心構え、備えなど、防災意識を高めておくことが非常に大切です。

災害の規模が大きいほど、適切な避難行動を行い、自分自身の命や身の安全を守る「自助」と

もに、隣近所で協力し助け合う「共助」が重要であることから、防災訓練や防災講話などの出前講座等を通じ、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層における防災意識の向上や自主防災組織の設立を引き続き推し進めてまいります。

また、持続的な減災対策として、町管理河川においては、洪水被害の恐れがある箇所への埋塞土の除去などを進め、北海道が管理する静内川などの二級河川及び海岸については、安全安心な環境が維持されるよう要望活動を推進し、災害から生命や財産を守ることができるよう取り組んでまいります。

#### (4) 子どもたちの健全育成

4点目は、「子どもたちの健全育成」であります。

新年度の教育執行方針は、別途教育長から申し上げますが、「新ひだか町教育大綱」に掲げる基本目標「町の将来を支える心豊かな人づくり」を目指し、「教育行政執行方針」のもと時代の変化に対応した施策に取り組んでまいります。

学校教育においては、ふるさと教育やコミュニティスクールの積極的な活用を図り、子どもたちの未来に生きる力、豊かな心、健やかな体の育成に取り組んでまいります。

学校給食においては、子どもたちに栄養バランスの良い食事を摂る機会を提供するとともに、食育を通じ健康的な食生活を維持するための知識態度を育むよう努めてまいります。

生涯学習においては、子どもたちが逞しくかつ豊かな心を育むことができる環境を維持し、関係団体と連携しスポーツ活動や自然体験、文化芸術活動の充実に努めてまいります。

また、ふるさと納税を活用した公園遊具の補修や、こども基金を活用した出産時の地元特産品等配布事業、親子向け図書イベントの開催など、将来を担う子どもたちのための施策に取り組んでまいります。

#### (5) 生きがいの持てる地域づくり

5点目は、「生きがいの持てる地域づくり」であります。

本格的な人口減少社会を迎え、これからも住み慣れた地域で、誰しもが孤立することなく、その意志が尊重され、生きがいを共に創り上げていくことのできる地域共生社会の実現には、医療・介護・福祉を支える人材を確保していくことが非常に重要です。

このことから、医療・介護・福祉等、関連資格を取得するための修学資金貸付事業の拡充や人材育成のための研修事業を実施するとともに、多くの機関と協働して、就労支援に関する施策に取り組んでまいります。

高齢者福祉分野では、認知症高齢者の相談体制整備や意思決定の支援等、権利擁護を図るための施策に取り組むほか、徘徊高齢者等を早期に発見し、身体の安全を守ることを目的としたGPS等搜索機器の助成事業に取り組んでまいります。

障がい者福祉分野では、分散していた児童療育活動の場である児童養育相談センター機能を集約化し、新エネルギー設備の導入や道産木材を活用した施設にすることで、より快適に安全安心な療育が受けられるよう、環境整備を進めてまいります。

健康分野では、各種健診の勧奨や相談体制の充実、早期発見・重症化予防への取組を推進し、特に、子宮頸がん検診については、新たに特定健診と同日に実施するなど、受診体制の整備を推進するほか、予防接種事業では、高齢者を対象としたインフルエンザと肺炎球菌ワクチンの接種費用を定額助成し、接種しやすい環境を整備してまいります。



また、壮年期世代への健康づくりでは、全国健康保険協会、町内民間事業所等との連携により「健診」「健康教育」を実施するなど、職域に踏み込んだ健康づくりを進めてまいります。

こども・子育て支援分野では、新たに「こども家庭センター」を設置し、関連する複数の分野が連携し「包括的」「重層的」支援が実行できる体制を構築するとともに、国による「出産・子育て応援交付金」を活用した妊娠前、妊娠・出産、子育て期と、切れ目のない支援体制を強化してまいります。

子育て世帯への支援では、こども基金を活用し、紙おむつなどの処理に使用できるごみ袋の配布や、2歳未満児の一時預かり事業の実施など、経済的、精神的ストレスの軽減に取り組んでまいります。

また、不妊治療費等助成や低所得妊婦への初回産科受診料助成のほか、新たに「1か月児健診」費用助成や「5歳児健診」を行うことにより、安心して出産・子育てができる環境の構築に努めてまいります。

児童福祉分野では、児童・幼児の居場所となる児童館及び幼児教育・保育施設の利便性・安全性の強化を推進してまいります。

医療分野では、「新ひだか町公立病院経営強化プラン」に基づき、老朽化した三石国民健康保険病院を在宅支援機能を持つ診療所として新築することとし、安定的・持続的な医療提供体制の確保に向けた取組を着実に進めてまいります。

地域内公共交通については、運転手不足や利用者の減少により、民間バス事業者による路線バスの運行が困難となってきたことから、新たな交通手段導入の検証を行うため、事前予約制の交通サービスであるデマンド交通の実証実験を実施し、住民の足の確保、地域内公共交通の再構築に向けた取組を進めてまいります。

#### (6) 環境を活かしたまちづくり

6点目は、「環境を活かしたまちづくり」であります。

近年、増加傾向にある空家については、安全性や公衆衛生の悪化など問題が多く、適切な対策が課題となっていることから、新ひだか町空家等対策計画に基づき、所有者自身による適正な管理を促進してまいります。

また、空家バンク制度の活用を推進し、移住政策や空洞化が進行する市街地地域への対策と連携した空家の有効活用を図り、賑わいのある地域として維持・発展していくことができるよう、まちなか居住支援に引き続き取り組んでまいります。

水質汚濁や土壌汚染など環境面での悪影響を引き起こし、周辺地域への社会的影響も大きい不法投棄については、これを防止するため、監視体制を強化するとともに、意識の向上に向けた啓発活動に取り組んでまいります。

地球温暖化・ゼロカーボン対策については、近年の環境変化を踏まえ、これまで以上の対策を講じる必要があることから、太陽光などの再生可能エネルギーの導入や、二酸化炭素の吸収能力を持つ森林・海洋等の保全のほか、行政・各家庭・事業者が一体となった省エネルギー化を推進し、2050年の「カーボンニュートラル」実現に向けて、具体的な取組を進めてまいります。

このほか、森林資源の循環利用を推進し、町民の暮らしの中に木の温もりや自然の恵みが身近に感じられる環境づくりや、町の貴重な財産であり最大の観光資源である二十間道路桜並木の維持保全を図るため、町民や町内外の企業等と一体となって、桜並木樹勢回復事業に取り組んでま

います。

#### (7) 町の将来を担う人材づくり

7点目は、「町の将来を担う人材づくり」であります。

少子高齢化や人口減少により、様々な分野で担い手不足が生じるなど厳しい状況を迎えていますが、引き続き「馬」を軸としたふるさと教育やグローバル化に対応する取組など、長期的な視点を持って「人づくり」のための様々な施策を推進してまいります。

人づくりには、心豊かで文化的な生活を確保する必要があります。町民が自分らしさを大切にしながら、絶えず学び、進化する機会として、公民館、図書館、博物館等においては、町民の学びが豊かなものになるよう各種講座や郷土教育、読書活動推進などの施策に取り組んでまいります。

ライディングヒルズ静内においては、引き続き全小中学校が馬とのふれあい体験を通じ、ふるさとへの愛着と誇りを育む取組に努めるとともに、各世代の町民が馬文化に触れられるよう努めてまいります。

グローバル化を見据えた人材育成では、小中学生及び高校生への英語検定料助成事業や、語学留学、姉妹都市への派遣事業を継続するほか、コロナ禍で一時休止していたレキシントン市からの訪問団受入事業を再開し、英語力や国際感覚を身に付ける機会づくりに取り組んでまいります。

#### (8) 町との関わりを持つ関係人口の拡大

8点目は、「町との関わりを持つ関係人口の拡大」であります。

近年、働き方や働く場所のあり方が変化し、若い世代を中心に都市部から地方への本格移住がこれまでになく増加しています。多くの産業分野において人手不足が深刻化し、働き手確保が重要な課題となっていることから、産業団体等とも連携し、現役世代を中心とした移住定住の促進を図るため、相談体制の充実に取り組んでまいります。

本年は、日高山脈が国立公園となることから、これを契機に町の豊かな自然・文化・産業を活かし、アドベンチャートラベルなどの新たな体験滞在型観光を推進するため、受け入れ体制の充実に努めるとともに、一昨年から取り組んでいるペテガリ岳ボランティア活動を継続してまいります。

また、町の魅力を発信し、全国から町を応援していただくファンを増やすため、ふるさと応援寄附事業を拡充し「クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業」に新たに取り組んでまいります。

さらに、昨年10月に初開催した「うまカルフェス in 新ひだか」については、馬産地を象徴するイベントとして、また、馬に関わる産業、文化、ふるさとの魅力を学び、人材育成を図るとともに、馬産地の魅力を町内外に広くPRする貴重な機会として、関係団体等との連携のもと、継続して開催してまいります。

先住民族であるアイヌの人々の施策については、「新ひだか町アイヌ施策アクションプラン」に基づき、引き続きアイヌ文化拠点空間の整備やアイヌ文化伝承に関わる人材の育成、アイヌ文化を活かした交流人口の拡大を図る活動拠点の形成に努めてまいります。

#### 4. むすび

以上、令和6年度の町政執行にあたっての基本的な考え方について述べさせていただきました。様々な課題にしっかりと向き合いながら、職員とともに全力で取り組んでまいりますので、町

民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午後 3時25分

---

再開 午後 3時44分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

旧静内町元町議会議員、モリヤマヒロシ様が訃報に関して、3月10日、通夜、3月11日、告別式が予定されておりますので、町長及び議長が葬儀参列のため3月11日の午前の定例会は休会とし、午後1時開会といたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) では次に、教育長の行政執行方針を行います。

教育長。

〔教育長 久保田達也君登壇〕

○教育長(久保田達也君) 1 はじめに

令和6年第2回議会定例会の開会に当たり、新ひだか町教育委員会の執行に関する主要な方針を申し上げます。

我が国の人口は、減少速度が加速し、少子高齢化が深刻な課題となっており、特に年少人口の減少は、地域の維持発展を考えると、極めて憂慮すべき事態であります。また、情報技術をはじめとする先端技術の高度化やグローバル化の進展など従来の知識経験だけで答えを見出すことが困難な時代となっています。

このような変化の激しい時代においても、様々な困難を乗り越え夢や希望を持ち多様な人々と協働しながら社会の創り手として成長ができるよう、子ども一人一人の個性や能力を育む教育行政を推進してまいります。

次に令和6年度において重点的に取り組む施策について申し上げます。

## 2 学校教育の充実について

### (1) 未来に生きる力の育成

#### ①学力向上の推進

児童生徒が確かな学力と未来社会を生きていく上で必要な資質・能力を確実に身に付けさせるため、学校、家庭、地域、行政が一体となった取組を推進するとともに、前年度に組織した中学校区を単位とする「学力向上推進ブロック」の機能を発揮し、小中学校が連携して学力向上を目指します。

第一に、学力向上には、教員の専門性と実践的指導力を高め、「主体的・対話的で深い学び」の実現が重要であることから、教員に対する授業力向上を重点とした研修や指定事業の活用、公開研究会、研修講座等への積極的な参加を促すなど、教員の資質・能力の向上に努めます。

第二として、引き続き全国学力・学習状況調査及び標準学力検査(CRT)を実施し、児童生徒の学力・学習状況の把握と分析を集めるとともに、子ども一人一人の学びの評価を的確に行い指導方法の工夫や授業改善に努めます。

第三として、家庭学習の習慣化、定着化に向けて、啓発資料「家庭学習のすすめ」を見直し、日常の授業と関連を図った家庭学習の取組を推進するとともに、「家庭学習強化期間」の設定やオン

ラインによる学習サポートの実施、長期休業期間中の補充的学習を通じ、学校・家庭及び教育委員会が連携し、学習環境づくりの充実に努めます。

#### ②情報活用能力の向上

「情報活用能力」は、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられていることを踏まえ、学校のICT環境整備と利活用に努めます。

特に、文部科学省CBTシステム(MEXCBT)の活用や学習用デジタル教材、1人1台のタブレット端末などの効果的な活用により学習指導の充実に努めます。

また、昨年度作成した小学校3・4年生が使用するデジタル版「社会科副読本」については、授業等での活用を進めるとともに、より充実した副読本となるよう検証、改善に努めます。

#### ③ふるさと教育の充実

ふるさとへの愛着と誇りを育み、将来の町の担い手としての力と、地域の発展に貢献しようとする意欲や態度の育成を目指し、身近な地域の自然環境や歴史、伝統、文化、産業、人材などの教育資源を積極的かつ有効に活用することにより、体験的に深く学ぶ「ふるさと教育」の充実に努めます。

そのため、学校において、自校の「ふるさと教育」の計画に基づいた取組を進めるとともに、教育施設が作成する「学校利用ガイド」を活用した教育活動を推進します。

また、重点的に取り組む活動として、すべての学校に、ライディングヒルズ静内の利用を促すなど、「馬」と触れ合いながら学ぶ活動を行い、わが町が誇る「馬」を通じた教育活動を推進します。

#### ④外国語(英語)教育の充実

グローバル化の進展により児童生徒が英語によってコミュニケーションを図ることができる資質・能力が求められていることから、学校の英語教育推進リーダーを中心に組織的な外国語教育を推進するとともに、「CAN-DOリスト」等による学習到達目標の作成・活用を図ります。

また、小学校での英検ESG、中学校での英検IBAの実施、外国語指導助手の設置や外国語学習者用デジタル教科書の活用を通して、外国語の学習活動の改善・充実に努めます。

#### ⑤キャリア教育の充実

児童生徒に望ましい勤労観や職業観を醸成するため、「キャリア・パスポート」を効果的に活用し、発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進し、教育活動に地域の教育資源及び人材が有効活用されるよう地域との連携協力を努めます。

#### (2)豊かな心と健やかな体の育成

##### ①「特別の教科 道徳」(道徳科)の充実

児童生徒に豊かな情操や道徳心、「人」への思いやりなどを育むため、家庭や地域と連携した体験的な学習活動を実施するとともに、道徳教育推進教師を中心とした研修活動を推進し、「特別の教科 道徳」における考え、議論する授業及び評価の充実に努めます。

##### ②望ましい家庭生活習慣の確立

児童生徒の心身の健康保持・増進を図るため、「早寝早起き朝ごはん」運動や「生活リズムチェックシート」の活用を推進します。

また、電子メディアを使う時間をコントロールする「アウトメディアチャレンジ」の取組について、学校、家庭、地域及び行政等と連携して取組み、児童生徒及び保護者に対し、テレビ、ゲーム、スマートフォン等の適切かつ節度ある利用を啓発することにより望ましい生活習慣の確立に

努めます。

#### ③体力・運動能力向上の取組の充実

児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果をもとに、「体力向上プラン」を立案し、体力向上活動サポーターの活用、新体力テストや体育の授業における指導方法の改善による取組を推進します。

#### ④特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒が学習や生活上の困難を克服し自立できるよう特別支援教育担当教員の専門性の向上や特別支援教育支援員を適切に配置し、「合理的配慮」のもと、一人一人の個性に応じた指導・支援の充実に努めます。

また、医療、福祉、保健等の関係機関との情報共有・連携を図り、就学前から切れ目のない教育支援を推進します。

さらには北海道教育委員会の指定事業である「効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業」の活用により、自校通級に加えて、巡回指導体制を整備し、通級指導の充実に努めます。

#### ⑤健康安全教育等の充実

児童生徒が生涯にわたり健康で安全な生活を送る上で必要な資質・能力を身に付けるため、健康安全に関する諸計画に基づく健康教育の実施と関係機関・団体との連携による交通安全教育、防犯・防災教育を推進します。

また、熱中症対策を含めた「危機管理マニュアル」の点検、見直しを行い、危機管理体制の充実に努めます。

#### ⑥学校給食と食育の充実

町内で生産・収穫された食材を積極的に活用するとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、栄養教諭と連携して、栄養バランスのとれた安心で安全な学校給食の提供と食育の充実に努めます。

また、子育て世帯を支援するため、学校給食費の保護者負担の軽減に努めるとともに、給食を安定的に提供するため施設整備に努めます。

#### ⑦いじめ、不登校及び児童虐待等への取組の充実

いじめの未然防止と早期発見・早期解消のため、子ども理解支援ツール「ほっと」を活用した指導や町及び学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、組織的に迅速な対応に努めます。

不登校の未然防止や解消については、「新ひだか町長期欠席・不登校対応スタンダード」に基づき、「新ひだか町学校適応指導教室」を有効活用し、学校及び関係機関との連携により、一人一人の状況に応じた相談、指導及び支援の充実に努めます。

また、児童生徒及び保護者、教員の心のケアや悩みをサポートするために、スクールカウンセラーの活用や関係機関とのケース会議での情報共有、対応強化に努めます。

さらには、児童虐待解消のため、子どもの生命を守ることを最優先にして、学校が児童生徒からのサインを敏感に察知し、関係機関へ情報を繋ぎ組織的に対応します。

### (3)学校力の向上

#### ①学校の活性化

学校の活性化を図るため、校長がリーダーシップを発揮し学校経営に当たり、教職員がチーム

として力を発揮できるよう校内研修を活性化するとともに、学校の組織的な取組と学習指導要領に基づく教育課程の円滑な実施に向けた取組を推進します。

#### ②学校と地域との連携の推進

学校が地域と一体となって、児童生徒の学びや成長を支援する取組を推進するため、地域コーディネーターを活用し「学校運営協議会」を活性化させ、地域に開かれた学校づくりを推進します。

#### (4)教育環境の整備・充実

##### ①学校における働き方改革の推進

教職員が健康で生き活きとやりがいを持って職務に精励し、教育活動に専念できる教育環境を整備するため、教職員の働き方改革を推進します。

そのため、「一斉配信メール」の運用を継続するとともに、学校運営体制の見直しや「北海道公立学校校務支援システム」の円滑な運用等により校務の情報化と効率化を推進し、教職員の負担軽減と教育の質の向上を図ります。

##### ②教育委員会による支援の充実

要保護及び準要保護世帯に対する就学援助制度については、国の予算単価の改正に基づき、支給対象費目の単価の見直しを行うとともに、生活保護基準の見直しに伴う影響を受けないよう現行の認定基準を維持します。

また、学校教育研究活動補助金を活用し、特色ある学校教育研究活動の推進や学校教育における課題解決のため研究活動を支援します。

さらに、町内の児童生徒等の英語力及び学習意欲の向上並びにグローバル社会を見据えた人材の育成を図るため、引き続き実用英語技能検定料を助成します。

成績が優秀であるが、経済的理由により就学困難な状況にある学生等に対して、給付型奨学金による支援を、また町内の高等学校に就学する生徒に対して、通学費助成及び通学バスの運行等の修学支援をそれぞれ継続します。

##### ③町立学校の再編整備の推進

令和6年度は、高静小学校、桜丘小学校の2校が再編となり、新たな学校としてスタートすることから、児童、保護者や教職員が新たな教育環境に円滑に移行できるよう、支援します。

##### ④部活動の地域移行の推進

少子化が進展する中、学校における部活動が学校単位で維持することが困難な状況となっていることから、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保に努めます。地域の子どもは地域で育てるという意識の下、学校、関係団体、保護者及び行政が連携し、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用し、部活動の地域移行を推進します。

### 3 社会教育の充実について

#### (1)社会教育活動の充実

町の将来を担う子どもたちをはじめ、町民が心豊かに学び続けることができるよう、文化体験やふるさと教育、多世代交流学習などの多様な教育事業を推進します。

また、コミュニティ・スクールの活性化に向け、学校と地域の連携・協働体制が円滑となるよう、生涯学習人材バンク制度を活用したコーディネート機能の強化に努めます。

公民館、体育館等の社会教育施設は、新ひだか町社会教育施設個別施設計画による整備方針により生涯学習環境の充実と適切な維持管理に努めます。

## (2) 芸術文化活動の充実

芸術文化活動については、文化団体や文化サークル等と連携し、自主自立的な活動を支援するとともに、公民館及び総合町民センターを活用した町民芸術祭等の発表機会の拡充を図ります。

さらに、幼児・児童・生徒芸術鑑賞事業等を実施して、各世代の町民が芸術文化に触れる機会の確保に努めます。

## (3) 読書環境・読書活動の充実

町民の知的ニーズに応え、すべての人が読書に親しめるよう、大活字本やL Lブックなど多様な出版物を含めた、計画的な蔵書収集を行います。

幅広い世代の読書活動推進を図るため、ブックスタート事業をはじめとして、各世代に向けた多様な事業を実施します。

児童生徒の読書習慣の形成を促進するため、学校への司書の派遣をはじめ、学校図書館支援・連携強化に取り組むとともに、学校の公共図書館活用に向けた情報発信に努めます。

また、読書活動への理解と図書館利用の促進を図るため、図書館ホームページのコンテンツ拡充による情報発信の充実、SNSの活用など、PR活動の強化に取り組みます。

## (4) 文化財保護・博物館活動の充実

郷土資料の保存、活用と継承のため、収蔵施設の管理を適切に行うとともに、町民の誰もが親しみながら郷土の姿を学び、愛着を深めることができるよう、郷土資料を用いた展示や講座をICTの活用により実空間とデジタル空間の双方で開催するほか、「学校向け利用ガイド」による「ふるさと教育」への取り組みを支援します。

文化財の保護については、町民の文化財愛護思想の高揚を図るため、資料の収集及び調査研究と、その成果の公開に努め、特に国指定史跡「シベチャリ川流域チャシ跡群」は、保存管理計画に基づき、引き続き関係団体と連携し、計画的に適切な保存管理に努めます。

## (5) アイヌ施策の推進

「新ひだか町アイヌ施策基本構想」及び「新ひだか町アイヌ施策アクションプラン」に基づき、アイヌ民族の尊厳の尊重や文化伝承など、総合的な本町におけるアイヌ施策の推進を図ります。

また、アイヌ文化を次世代へと確実に伝えるため、国のアイヌ政策推進交付金を活用して、多機能型の交流施設を整備し各種プログラムの実施場所を創出します。

## (6) スポーツ振興の充実

「生涯スポーツの町宣言」の主旨である町民が生涯にわたり健康で健やかに生きることができるよう、各世代に応じたスポーツの推進に努めるとともに、関係団体等と連携し、誰もが参加でき、楽しむことができるスポーツ環境を構築し、スポーツ人口の拡大に努めます。

ライディングヒルズ静内は、馬産地の特色を活かした「ふるさと教育」を推進するとともに、幼児期から大人まで町民誰もが気軽に馬とふれあい、乗馬を楽しめる教育施設として一層の有効利用を図ります。

## 4 結びに

新ひだか町教育委員会は、学校・家庭・地域・行政による連携をこれまで以上に深めるとともに、学校教育・社会教育それぞれが有機的に連携し、すべての人が生涯にわたって学び続ける意欲を持てる特色と魅力に満ちた教育を実現できるよう全力で取り組んでまいります。

町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解、ご協力、ご支援を心からお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) これで町政執行方針及び教育行政執行方針を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長(福嶋尚人君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 4時12分)